

令和 6 事業年度 事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

独立行政法人福祉医療機構



～ 福祉と医療の民間活動を応援します ～

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
(1) 機構の理念、方針等	5
(2) 機構事業展開の方向性	6
3. 法人の目的、業務内容	7
(1) 法人の目的	7
(2) 業務内容	7
4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	8
5. 中期目標、中期計画及び年度計画	9
(1) 中期目標の趣旨	9
(2) 中期目標・中期計画・年度計画の概要	9
(3) 各事業と勘定（経理区分）の対応関係	13
6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	14
(1) ガバナンスの状況	14
(2) 役員等の状況	15
(3) 職員の状況	15
(4) 重要な施設等の整備等の状況	16
(5) 純資産の状況	16
(6) 財源（インプット）の状況	16
(7) 民間資金調達状況	18
(8) 社会及び環境への配慮等の状況	18
(9) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	19
7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	20
(1) リスク管理の状況	20
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	21
8. 業績の適正な評価の前提情報	25
(1) 福祉医療貸付事業	25
(2) 福祉医療経営指導事業	26
(3) 社会福祉振興助成事業	28
(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）	29
(5) 退職手当共済事業	32
(6) 心身障害者扶養保険事業	33

(7) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	34
(8) 年金担保債権管理回収業務	34
(9) 労災年金担保債権管理回収業務	34
(10) 旧優生保護法補償金等支払等業務	35
(11) ハンセン病元患者家族補償金支払等業務	35
9. 業務の成果と使用した資源との対比	36
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	36
(2) 自己評価	47
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	48
10. 予算と決算との対比	49
11. 財務諸表	50
(1) 貸借対照表	50
(2) 行政コスト計算書	51
(3) 損益計算書	51
(4) 純資産変動計算書	52
(5) キャッシュ・フロー計算書	52
12. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	53
(1) 各財務諸表の概要	53
(2) 財政状態及び運営状況について	58
13. 内部統制の運用に関する情報	59
14. 法人の基本情報	60
(1) 沿革	60
(2) 設立に係る根拠法	60
(3) 主務大臣	60
(4) 組織図	61
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	62
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	62
(7) 主要な財務データの経年比較	62
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	63
15. 参考情報	66
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	66
(2) その他公表資料等との関係の説明	67

※ 本書に掲載の各数値は四捨五入している。

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は「福祉の増進並びに医療の普及及び向上」を図ることを目的として、福祉・医療に関する多様な事業を展開しています。

昭和 29 年設立の社会福祉事業振興会及び昭和 35 年設立の医療金融公庫から、前身の社会福祉・医療事業団（昭和 60 年設立）を経て現在に至るまで、我が国の福祉医療制度の歩みとともに事業を展開しており、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に貢献してまいりました。

我が国では、急速な少子高齢化が進行する中、少子化対策や増加する高齢者対策に加え、建築費が高騰する中での福祉・医療施設等の老朽化への対応のほか、人口減少社会の進行等に伴う福祉・医療サービス提供に係る課題や地域のつながりの希薄化など、福祉・医療分野における喫緊の課題が数多く存在しています。

機構では、これらの諸課題の解決に向けた国の政策効果が最大となるよう、福祉医療貸付事業による施設整備等の資金融通（令和 7 年 3 月末の貸付金残高 5 兆 1 千億円）をはじめ、福祉医療経営指導事業による事業特性を踏まえた経営分析参考指標の提供やリサーチレポートの公表による事業者向け支援の実施、さらに福祉保健医療情報サービス事業によるサービス利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供など、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施しております。

(1) 令和 6 年度の振り返り

令和 6 年度においては、機構を取り巻く環境変化への対応や今後を見据えた機構の方向性をより明確にするために見直しを行った新たな経営理念と行動指針（令和 6 年 4 月）のもと、各事業を着実に実施するとともに、①コロナ資金大量償還に向けた態勢整備、②トリプル改定後の福祉医療基盤のサポート、③将来を見通したDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進の、3つの事項を運営の柱に位置付けて注力してまいりました。

① コロナ資金大量償還に向けた態勢整備

新型コロナウイルス感染症により減収等の影響を受けた福祉・医療事業者に対する優遇融資である新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ資金」という。）については、国と協議・調整のうえ、令和 5 年 9 月末をもって申請受付を終了しましたが、福祉・医療事業者にあっては、人材不足や物価高騰による経営環境の悪化等の影響もあり、利益率の低下など経営状況悪化の傾向が各種調査に表れています。

今後、コロナ資金の元金償還の返済を猶予する据置期間の終了に伴い、多くの債権の元金償還が開始されることとなり、貸出条件緩和に関する相談や債権管理回収に関する業務の増加が見込まれることから、令和 6 年度においては、元金償還の開始が集中する令和 7 年度に向けて、各種業務の効率化と共に、コロナ資金に係る回収業務の一部について、サービサーの活用等により、一層の債権管理態勢の整備を図ってきたところです。

② トリプル改定後の福祉医療基盤のサポート

令和6年度は、診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬のトリプル改定が行われ、いずれも全体ではプラス改定となり、処遇改善を中心とした評価が行われました。

一方で、人材不足や物価高騰が継続しており、福祉医療分野においては引き続き厳しい経営状況が続いております。

こうした環境下にある福祉・医療基盤を支えるため、機構では、政策融資による基盤整備や災害復旧等の対応に加え、報酬改定の影響や優良事例紹介など経営情報の分析・提供や、福祉・保健・医療に関連する総合情報サイトであるWAMNETを通じて有益な情報提供により、福祉・医療の向上に資する各種業務を着実に実施することにより、福祉・医療事業者のサポートを図っております。

③ 将来を見通したDXの推進

機構では、デジタル化を通じた利便性の向上や福祉・医療事業者の経営情報の見える化により、福祉・医療基盤の確固とした体制整備に貢献していくとともに、お客様サービスの向上を目指した業務効率化に取り組んでおります。

令和6年度においては、「医療法人経営情報データベース」の本格運用を開始するほか令和5年夏より収集が開始された医療法人の詳細な経営情報の分析を行い、国と協議の上、データ分析結果の公表準備を進めてまいりました。

また、退職手当共済事業においては、令和7年1月に退職手当共済事業に係るシステムの刷新を行い利用者の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を進めております。

機構組織における業務のDXの推進においても、各業務のヒアリング等により課題を抽出し中長期的な取組を整理するとともに、データ入力・事務処理の効率化や音声文字起こしソフトウェアの導入など、早期に実施可能な取組から着実にDXを推進しております。

(2) 令和7年度に向けて

令和7年度においても、国の方針を踏まえ、社会・経済の変化に伴う事業環境を総合的に捉えつつ、現状及び将来の課題解決に向けて、組織一丸となって取り組むこととしており、特に、以下の3つの事項を運営の柱として位置付けています。

① コロナ資金大量償還への適切な対応

コロナ資金については、元金償還の返済を猶予する据置期間の終了に伴い、令和7年6月以降に元金償還がピークを迎えます。一方、福祉医療の現場における経営環境は継続的に悪化しており、貸出条件緩和に関する相談や債権管理回収に関する業務の増加が見込まれることから、業務スキームの見直しによる濃淡のある条件緩和の実施、初期延滞債権管理や困難事案に対応する機構内部の体制強化、サービスへの委託業務の更なる拡大などにより、コロナ資金大量償還に関わるサポート体制を拡充してまいります。

② 将来を見据えた福祉医療基盤のサポート

人材不足や物価高騰などに加えて建築費の高騰により、施設整備にも影響が生じるなど、福祉医療分野を取り巻く環境は引き続き厳しい状況に置かれております。

こうした環境下にある福祉・医療基盤を支えるため、機構では令和6年12月より物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金に係る融資条件の優遇措置を実施しており、令和7年4月からは更に条件を拡充して対応しております。また、政策融資による基盤整備や災害復旧等の対応に加え、報酬改定の影響や優良事例紹介など現場の実態を踏まえた経営情報の分析・提供や、福祉・保健・医療に関連する総合情報サイトであるWAMNETを通じた有益な情報提供、助成事業による地域共生社会実現に向けた支援、退職共済制度の安定的な運用など各種事業を行っています。これら、福祉・医療の向上に資する各種業務を着実に実施することにより、将来を見据えた福祉・医療事業者のサポートを図ってまいります。

③ 継続的なDXの推進

機構では、デジタル化を通じた利便性の向上や見える化により、福祉医療基盤の確固とした体制整備に貢献していくとともに、お客さまサービスの向上を目指した業務効率化に引き続き取り組んでいく所存です。

令和7年度においては、稼働2年目となる「医療法人経営情報データベース」を引き続き安定的に運用するほか、国と連携したデータ分析等を進めることにより、今後の政策決定の出発点となる現状把握に資する有益な情報提供に努めます。

また、令和7年度以降を見据えた中長期的な取組として、国が進める福祉医療分野の経営状況の見える化に関する情報公表システム等の整備・運用、福祉医療分野の現場の生産性の向上に関する支援及び機構の業務におけるお客さまサービスの向上や業務の生産性の向上に資する観点から、DXの推進に取り組んでまいります。

(3) 最後に

機構は令和6年度から新たな「経営理念（民間活動応援宣言）」と「行動指針」を組織運営の根幹として活動しております。お客さま満足の追求と将来の地域の暮らしを福祉医療から支えることを目指し、福祉医療の支援に係る専門性を磨き、政策金融と多様な事業の展開による総合力を発揮するとともに、近年の急速な環境変化、課題やニーズに迅速に対応し、お客さまの信頼に応える組織でありたいと考えています。

また、独立行政法人の業務の適切な執行の観点から「内部統制」の充実に力を入れており、組織の効率的・効果的な運営を目的とした「経営企画会議」や、法令等遵守、リスク管理及び顧客保護等管理を目的とした「ガバナンス委員会」などの会議体での審議を通じて、組織運営の公正性及び透明性の向上を図っています。

これに加えて、各事業執行の適切性を確保する観点から、3線モデル（3 Lines Model P21 参照）の考え方を引き続き採用するとともに、監査部門においては、監事及び監査法人と連携した三様監査の実施により、適切な業務運営を行っています。

「行動指針」に掲げる「健全な業務運営」「効率的な業務実施」「多様性と働きがい」を徹底しつつ、内部統制の仕組みを活用し、「経営理念（民間活動応援宣言）」の実現を目指すことで、国の政策の一翼を担い、組織一丸となって我が国の社会保障の向上と安定に貢献してまいります。

今後とも、機構へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構

まつなわ ただし

理事長 松縄 正



2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 機構の理念、方針等

機構は、理事長のリーダーシップの下、中期目標の達成に向けて果たすべき使命を明確にし、国の各種政策目的の実現に貢献することを目的として、次のとおり、「ビジョン」、「経営理念（民間活動応援宣言）」、「行動指針」、「経営方針」を策定しています。

令和5年10月に機構が発足してから20年、経営理念の策定から15年が経過したことを機に、「②経営理念」と「③行動指針」を従来の趣旨を承継しつつ時代の変化に沿った見直しを行い、令和6年度から以下の内容としております。

① ビジョン

国の政策を実現する「プロ集団」

福祉医療の進化に貢献します。

② 経営理念（民間活動応援宣言）

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域における福祉と医療の向上を目指し、お客さまの目線に立って民間活動を応援します。

- 1 お客さま満足を追求しつつ、将来の地域の暮らしを福祉医療から支えます。
- 2 福祉医療の支援に係る専門性を磨き、政策金融と多様な事業の展開による総合力を発揮します。
- 3 環境変化を捉え、課題やニーズに迅速に対応し、お客さまの信頼に応えます。

③ 行動指針

1 健全な業務運営

法令等の遵守、高い倫理観と誠実な活動に加え、透明性及び自主性を発揮して、健全な業務運営に努める。

2 効率的な業務実施

コストや時間の無駄を削減し、適正かつ効率的に業務を進める。

3 多様性と働きがい

多様な立場や意見を尊重し協力することにより、自ら働きがいのある強く明るい組織を目指す。

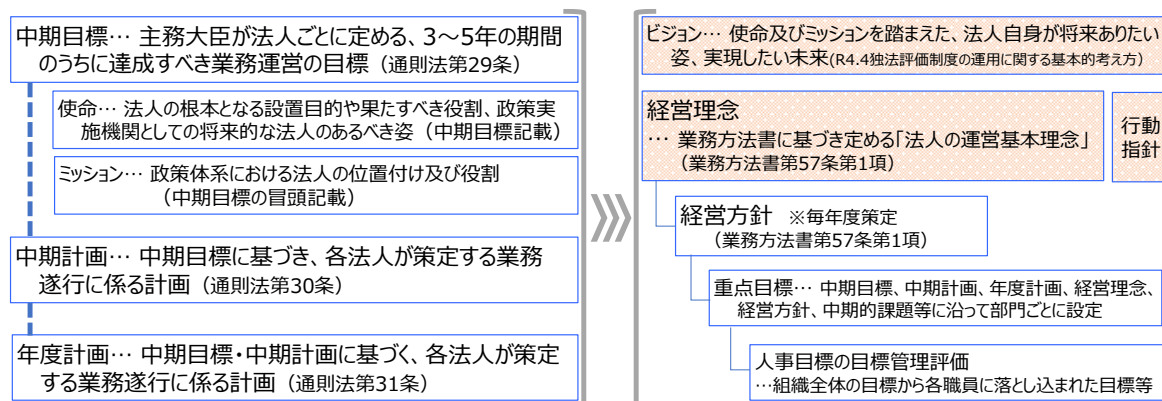
④ 経営方針

1. お客さまサービスの向上
2. 国の政策目的を早期に実現するための業務運営
3. 内部統制の充実
4. 業務の質の向上及び効率化
5. 働きがいのある明るい職場づくり

(2) 機構事業展開の方向性

機構では次の枠組みを中心に事業・業務の方向性を定め、PDCAを回しながら運営を行っています。主務大臣が定める中期目標、機構が定める中期計画及び年度計画を中心に、長期的な観点から機構のあるべき姿を明確にしたビジョンや、福祉医療の民間事業活動を支援することを定めた経営理念に基づき、事業展開の方向性を定めています。

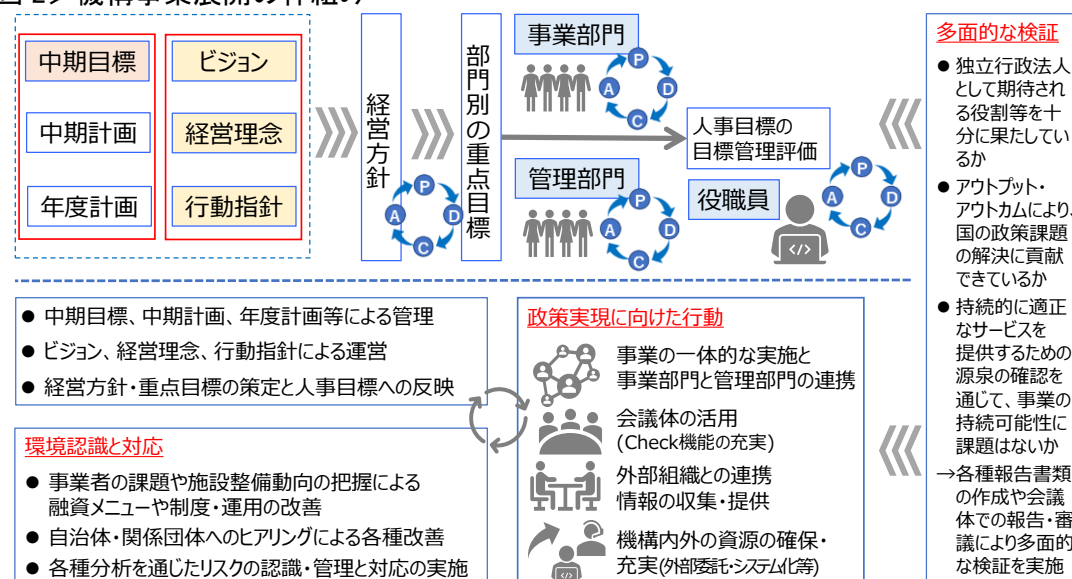
＜図1＞事業展開の前提となる目標等の体系



毎年度策定する経営方針及び各部門の目標を定めた重点目標により事業部門、管理部門及び組織全体のPDCAを励行し、人事評価制度に落とし込むことにより組織目標等を個人目標へ反映し、目標実現のため組織及び役職員が一体となって取り組む態勢を構築しています。

また、各事業では意思決定に必要な情報の入手が重要になります。機構では自治体・事業者団体との意見交換や各種分析等を通じて、事業者の課題や施設整備動向を把握するとともに潜在的なリスクを認識し、融資メニューの改善等により機構に求められる役割を効果的に発揮するよう努めています。さらに、事業の実施に際しては、事業部門間や事業部門・管理部門間の連携、会議体を活用した透明性と客観性のあるPDCAの実践、外部組織との連携などを意識して業務運営にあたっています。

＜図2＞機構事業展開の枠組み



3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

機構の目的は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第3条において、次のように定められています。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

機構は、その目的を達成するため、以下の業務を行っています。（機構法第12条）

1	社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金の貸付事業
2	社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業
3	社会福祉振興事業者に対する助成事業
4	社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業
5	社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業
6	都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業
7	福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業
8	その他前記に附帯する事業

また、上記の業務のほか、当分の間、以下の業務を行っています。

（機構法附則第5条の2、第5条の3及び第5条の5）

9	承継年金住宅融資等債権管理回収業務
10	年金担保債権管理回収業務
11	労災年金担保債権管理回収業務
12	旧優生保護法補償金等支給法に基づく旧優生保護法補償金等支払等業務
13	ハンセン病元患者家族補償金支給法に基づくハンセン病元患者家族補償金支払等業務

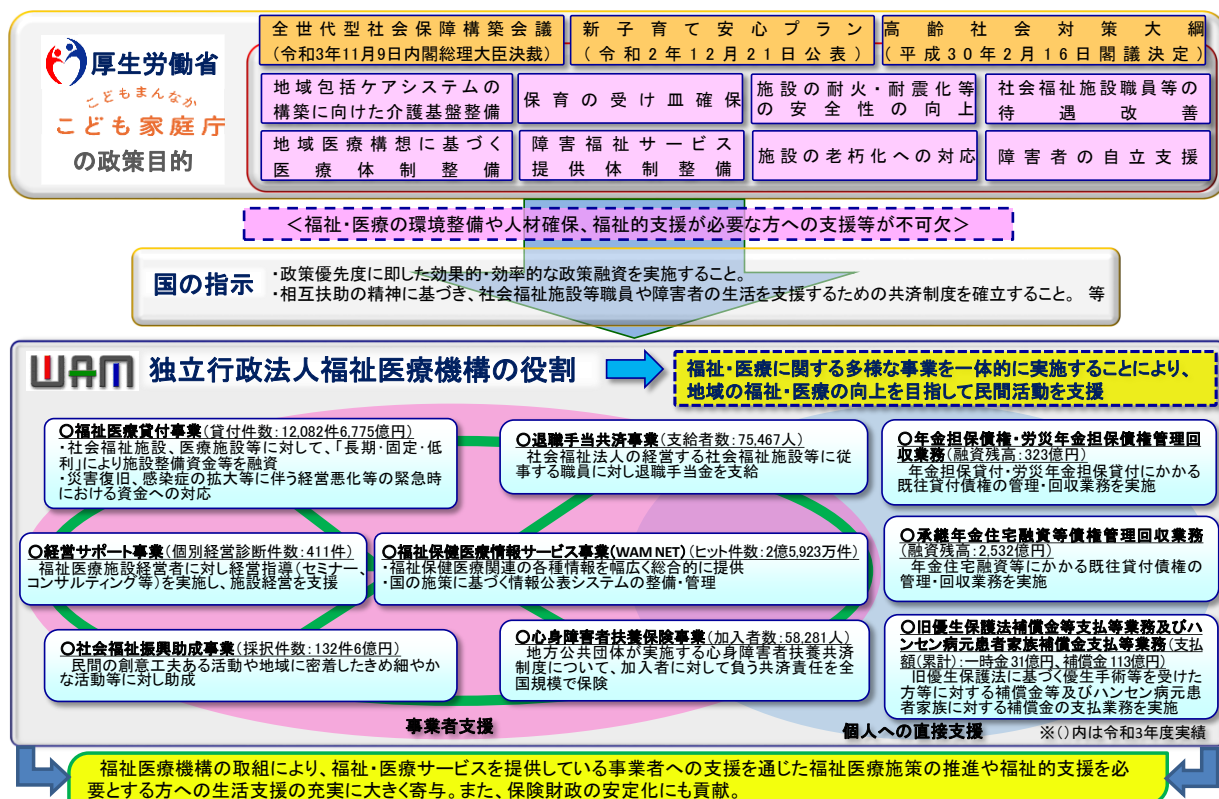
4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化や物価高騰等が進行する中で、国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化への対応のほか、人口減少社会の進行に伴う福祉・医療サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、デジタル技術の活用による福祉・医療事業者の業務の省力化・効率化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報提供など、喫緊の課題が数多く存在しています。

機構は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るという目的の下、我が国が抱える福祉・医療の諸課題を解決する国の政策効果が最大となるよう、福祉・医療基盤の整備及び維持存続のための施設整備等の資金融資や経営指導などの事業者向け支援、制度の狭間にいる要支援者を支える活動等への支援により地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、全ての利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供を実施するなど、福祉・医療に関する多様な事業等を効果的かつ効率的に実施することにあります。

機構は、その保有するノウハウや専門性を活かして多様な事業を一体的に実施し、業務を通じて国の政策を推進することにより、社会全体にとって共通財産である「社会的共通資本」としての福祉・医療基盤が安定的かつ効率的に整備・運営され、国民の皆さまへの良質かつ適切な福祉・医療サービスを提供しています。

＜図1＞政策体系図（第5期中期計画：令和5年4月～令和10年3月）



5. 中期目標、中期計画及び年度計画

(1) 中期目標の趣旨

第 5 期中期目標期間中に達成すべき業務運営に関する目標が厚生労働大臣から示されており、待機児童解消や特別養護老人ホームの待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の狭間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有するWAM N E T基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施すること等が指示されています。詳しい内容については、[第 5 期中期目標](#)をご参照ください。

(2) 中期目標・中期計画・年度計画の概要

機構では、厚生労働大臣から指示された中期目標を達成するための具体的計画として、第 5 期中期計画を策定するとともに、当該計画に基づく年度計画を策定しています。

中期目標・中期計画・当事業年度に係る年度計画に係る概要及び対応関係は、以下のとおりです。

それぞれ詳細については[第 5 期中期計画](#)及び[令和 6 年度計画](#)をご参照ください。

第 5 期中期目標・中期計画	令和 6 年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 福祉医療貸付事業	
(1)政策優先度に即した効果的かつ効率的な融資	(1)融資方針を周知、当該方針に基づき事業を実施 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた施設等への融資の実施
(2)福祉医療貸付制度の周知・広報	(2)福祉医療関係団体や地方公共団体への周知・広報や意見交換会等の実施による連携強化
(3)民間金融機関との協調融資制度の普及	(3)ノウハウやデータ等を民間金融機関へ情報提供
(4)早期段階での融資相談と適正かつ迅速な審査手続き	(4)融資相談会の開催及び専門的な支援・助言
(5)債権区分別の適切な期中管理	(5)融資後の運営・財務状況の把握とフォローアップ調査の実施
(6)債権悪化の未然防止	(6)ポートフォリオ分析及びモニタリング等の実施
(7)経営の悪化又は悪化が懸念される貸付先への支援	(7)貸出条件緩和及び的確な債権保全措置
(8)定量目標の設定 ・福祉医療関係団体等との意見交換会等（毎年度 14 回以上） ・民間金融機関との勉強会・意見交換（毎年度 11 回以上） ・貸付先等への経営のアドバイス（毎年度 220 件以上） ・フォローアップ調査等の実施数（毎年度 72 貸付先以上）	(8)定量目標の設定 ・福祉医療関係団体等との意見交換会等（毎年度 14 回以上） ・民間金融機関との勉強会・意見交換（毎年度 11 回以上） ・貸付先等への経営のアドバイス（毎年度 220 件以上） ・フォローアップ調査等の実施数（毎年度 72 貸付先以上）

第 5 期中期目標・中期計画	令和 6 年度計画
2 福祉医療経営指導事業	
(1)セミナー内容の充実	(1)福祉・医療事業者の課題解決につながるテーマの設定と機構の独自性を発揮した情報提供等
(2)経営状況に関する調査・分析・公表	(2)福祉・医療事業者等の的確な経営状況の把握に資する調査・分析・公表
(3)経営診断・支援の手法・内容の充実	(3)個々の事業者・施設が抱える課題解決に重点化
(4)定量目標の設定 ・多様なテーマによる情報の提供（毎年度 10 テーマ以上） ・調査・分析結果の公表結果の引用（毎年度 117 回以上） ・経営診断件数（毎年度 342 件以上）	(4)定量目標の設定 ・多様なテーマによる情報の提供（毎年度 10 テーマ以上） ・調査・分析結果の公表結果の引用（毎年度 117 回以上） ・経営診断件数（毎年度 342 件以上）
3 社会福祉振興助成事業	
(1)募集テーマの重点化及び連携・協働事業の選定	(1)助成方針の策定、募集要領の公表及び助成先の選定
(2)助成金早期交付決定のための申請業務効率化	(2)助成金早期交付決定のための申請業務効率化
(3)助成先法人等のガバナンス強化の支援充実	(3)助成先法人等への現地調査・指導等
(4)事業の継続・発展に繋がる適切な相談・助言	(4)助成先法人等の活動の円滑な実施及び継続・発展を支援する研修会・シンポジウム等の開催や適切な相談・助言
(5)定量目標の設定 ・助成事業の利用者満足度（最高評価 60%以上） ・ガバナンス強化に関する支援実施団体数（毎年度 23 団体以上） ・助成事業に係る研修会の満足度（最高評価 50%以上）	(5)定量目標の設定 ・助成事業の利用者満足度（最高評価 60%以上） ・ガバナンス強化に関する支援実施団体数（毎年度 23 団体以上） ・助成事業に係る研修会の満足度（最高評価 50%以上）
4 退職手当共済事業	
(1)請求書の受付から給付までの期間短縮	(1)事務処理の効率化による処理期間の短縮
(2)退職届作成システムの利用促進	(2)利用者の意向を踏まえた ICT の活用
(3)退職手当共済制度の周知	(3)都道府県等と連携し、制度を広く周知
(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（毎年度 42 日以内） ・退職届作成システムの利用割合（毎年度 45%以上） ・制度周知に係る新規広報先数（毎年度 20 件以上）	(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（毎年度 42 日以内） ・退職届作成システムの利用割合（毎年度 45%以上） ・制度周知に係る新規広報先数（毎年度 20 件以上）
5 心身障害者扶養保険事業	
(1)財政状況の検証及び加入者等への公表	(1)財務状況検討会の開催及び検証結果の公表
(2)扶養保険資金の運用	(2)長期的な観点からの安全かつ効率的な運用
(3)事務処理等の適切な実施及び制度周知	(3)国及び地方公共団体と連携した事務担当者会議の開催や制度周知の実施
(4)定量目標の設定 ・制度の周知・広報活動（毎年度 15 回以上）	(4)定量目標の設定 ・制度の周知・広報活動（毎年度 15 回以上）
6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM N E T 事業）	
(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上	(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上
(2)国の施策に基づく情報システムの整備及び運用管理	(2)国の施策に基づく情報システムの安定的な運用と効率的な管理
(3)WAM N E T を活用した業務の効率的な実施	(3)WAM N E T を活用した業務の効率的な実施
(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（毎年度 8 件以上） ・年間ヒット件数（毎年度 2 億 1,000 万件以上） ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」の利用者満足度（毎年度 80%以上）	(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（毎年度 8 件以上） ・年間ヒット件数（毎年度 2 億 1,000 万件以上） ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」の利用者満足度（毎年度 80%以上）

第 5 期中期目標・中期計画		令和 6 年度計画	
7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務			
(1)業務運営コストの分析及び将来の収支把握		(1)業務の終了を見据えた検討及び国との調整	
(2)年金住宅融資等債権の適切な債権管理		(2)財務状況等の把握、担保・保証等の評価	
(3)延滞債権の発生の抑制		(3)適時的確な回収及び必要な返済条件の変更措置	
(4)延滞債権の早期の債権回収		(4)督促、保証履行請求、担保処分等の適切な対応	
(5)債務者に寄り添った丁寧な対応		(5)債務者に寄り添った丁寧な対応	
8 年金担保債権管理回収業務及び労災年金債権管理回収業務			
(1)安定的で効率的な業務運営		(1)安定的で効率的な業務運営	
(2)貸付債権の着実な管理回収		(2)貸付債権の着実な管理回収	
(3)業務の円滑な終了に向けた準備検討		(3)業務の円滑な終了に向けた準備検討	
9 旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務			
業務の適切かつ迅速な実施		業務の適切かつ迅速な実施	
II 業務運営の効率化に関する事項			
1 業務・システムの効率化と情報化の推進			
(1)システムの導入及び改善の継続的な実施		(1)情報化推進計画に基づくシステム等の改善	
(2)情報管理担当部署の専門性の向上と職員に対する研修等の実施		(2)研修プログラムに基づく外部研修の活用	
		(3)IT 技能習得を推進する職員研修等の計画的な実施	
2 経費の節減			
(1)業務方法の見直し及び事務の効率化による経費の節減		(1)業務方法の改善及び事務の効率化による経費の節減	
(2)公正かつ透明な調達手続きによる適切な調達		(2)調達等合理化計画に基づく一者応札等に対する取組	
(3)一般管理費及び業務経費の節減(令和 4 年度比 一般管理費△15%程度、業務経費△5%程度)		(3)業務の質の確保に留意しつつ、経費を節減	
III 財務内容の改善に関する事項			
1 予算、収支計画及び資金計画			
(中期目標) 運営費交付金以外の収入確保と自己資金調達による貸付原資の確保 (中期計画) 効率化等の計画を反映した予算等の作成		効率化等の計画を反映した予算等の作成	
2 短期借入金の限度額			
(中期計画) 限度額：72,500 百万円		限度額：72,500 百万円	
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			
年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定の政府出資金等を業務廃止後に金銭納付により国庫納付		なし	
4 3 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
なし		なし	
5 剰余金の使途			
業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源		業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源	

第 5 期中期目標・中期計画	令和 6 年度計画
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項	
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	
(1)組織編成等の業務運営体制の継続的な見直し	(1)組織編成等の業務運営体制の見直し
(2)理事長のリーダーシップが反映される統制環境の維持・強化	(2)様々な環境変化に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化
(3)・業務間の連携強化等による業務の効率的な運営 ・効果的な情報発信及び広報活動	(3)業務間の連携強化及び効果的な情報発信及び広報活動
2 内部統制の充実	
(1)内部統制の更なる充実	(1)内部統制の点検・検証・見直しの実施
(2)サイバー攻撃の防御力及び組織的対応能力の強化	(2)PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善
3 職員の人事に関する事項	
(1)男女共同参画や働き方改革の推進	(1)育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進
(2)職員の資質向上を図る各種研修の実施	(2)若手職員の育成を目的とした各種専門研修の実施
4 施設及び設備に関する計画	
なし	なし
5 積立金の処分にに関する事項	
繰越積立金は業務の財源に充当	繰越積立金は業務の財源に充当

< 中期目標・中期計画・年度計画の変更状況 >

◇ 令和 6 年 8 月 22 日：令和 6 年度計画変更

変更理由

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 12 号）」の施行（令和 6 年 4 月 5 日）により、一時金の支給の請求期限が令和 6 年 4 月 23 日から令和 11 年 4 月 23 日まで延長されたことに伴い、一時金支払等業務を継続して実施することになったことによるもの。

◇ 令和 7 年 1 月 10 日：第 5 期中期目標変更

◇ 令和 7 年 2 月 21 日：第 5 期中期計画変更

◇ 令和 7 年 2 月 26 日：令和 6 年度計画変更

変更理由

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号）」の公布（令和 6 年 10 月 17 日）により、一時金支給法が改正されるとともに「独立行政法人福祉医療機構法」の改正により一時金以外の補償金等も機構の支給業務の対象になったこと及び、令和 6 年度補正予算の成立（令和 6 年 12 月 17 日）に伴い、令和 6 年度予算額を変更したことによるもの。

(3) 各事業と勘定（経理区分）の対応関係

機構の中期目標等は、適正かつ厳正な評価に資する「一定の事業等のまとまりごとの目標（セグメント情報）」として策定されており、9つに区分されています。

これと対応する「勘定（経理区分）」については、各業務と財源区分との関係などから、8つに区分しており、それぞれの対応関係は次のとおりです。

（令和7年3月末現在）

一定の事業等のまとまりごとの目標（セグメント情報）	勘定（経理区分）
1. 福祉医療貸付事業	① 一般勘定
2. 福祉医療経営指導事業	
3. 社会福祉振興助成事業	
4. 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）	
5. 退職手当共済事業	② 共済勘定
6. 心身障害者扶養保険事業	③ 保険勘定
7. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	④ 承継債権管理回収勘定
8. 年金担保債権管理回収業務及び 労災年金担保債権管理回収業務	⑤ 年金担保債権管理回収勘定
	⑥ 労災年金担保債権管理回収勘定
9. 旧優生保護法補償金等支払等業務及び ハンセン病元患者家族補償金支払等業務	⑦ 旧優生保護法 補償金等支払等勘定
	⑧ ハンセン病元患者家族 補償金支払等勘定

6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

独立行政法人については、平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の改正において、業務運営を改善し得るよう法人内部のガバナンスを強化することが、法人の内外から求められています。

機構では、業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目的とした「経営企画会議」及び経営の公正性と透明性を高めることを目的とした「ガバナンス委員会」を設置し、それぞれがトップマネジメントを強力に補佐しながら、適切に運営管理を図る体制を構築しています。

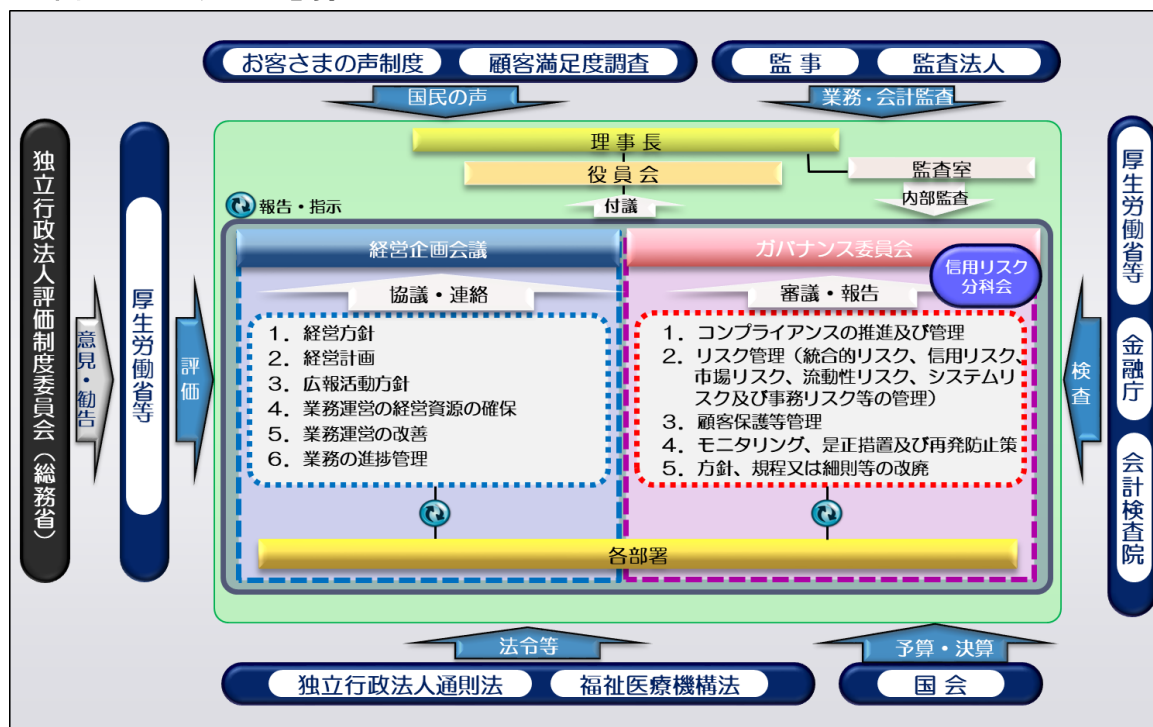
経営企画会議においては、機構の経営方針や経営計画等の重要事項について協議し、各事業の進捗状況や業務プロセスを報告・管理することにより、役職員における意思の統一及び課題等の共有を図っています。

ガバナンス委員会においては、機構のコンプライアンス、リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク及び事務リスク等の管理）、顧客保護等管理（金融円滑化管理を含む。）に係るモニタリングにより、ガバナンス態勢上の課題等の共有を図るとともに、継続的に態勢の見直しを行っています。

また、事業環境を的確に捉えた活動を行うため、重要な外部情報を把握するとともに、当該情報を適時かつ適切に識別、把握及び処理するプロセスを整備※し、経営企画会議・ガバナンス委員会等において共有しています。

※「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）に基づき整備

＜図 1＞ガバナンス態勢



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び職歴

(令和7年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	まつなわ ただし 松縄 正	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 10 年 3 月 31 日		独立行政法人福祉医療機構 理事 ニッセイ・リース株式会社 取締役執行役員
理 事	えのもと けんたろう 榎本 健太郎	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日	総務部 企画管理部 情報事業推進部 年金業務部	厚生労働省医政局長 【現役出向】
理 事	さとう はじめ 佐藤 肇	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日	福祉医療貸付部 上席推進役 経営サポートセンター 大阪支店	独立行政法人福祉医療機構 上席推進役
理 事	しまくら たいぞう 嶋倉 泰造	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日	経理部 顧客業務部 共済部 保険・支払業務部	東京海上日動火災保険株式 会社 理事 兼 東京海上ディーアール株式 会社 代表取締役社長
監 事	すなだ こういち 砂田 晃一	自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 9 年度の財務諸表 承認日		明治安田生命保険相互会社 調査部審議役
監 事 (非常勤)	かたぎり はるみ 片桐 春美	自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 9 年度の財務諸表 承認日		片桐春美公認会計士事務所代表

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、28 百万円（税抜）です。なお、非監査業務に基づく報酬はございません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末において284人（前期末288人）であり、平均年齢は41.5歳（前期末41.4歳）となっています。このうち、国からの出向者は4人です。また、令和7年3月31日付退職者は9人です。

なお、令和6年度末の女性管理職割合は11.5%、男女の賃金の差異は79.2%、男女別の育児休業取得率は男性50%、女性100%となっています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

資本金（政府出資金）について、当期減少額 36,062 百万円のうち、35,797 百万円は、機構法附則第 5 条の 2 第 8 項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）によるものであり、残額の 266 百万円は、通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく国庫納付（労災年金担保債権管理回収勘定）によるものです。

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	353,799	－	36,062	317,736
資本金合計	353,799	－	36,062	317,736

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和 6 年度の当期総利益については、目的積立金の申請は行っていません。

前中期目標期間繰越積立金取崩額は、中期計画の「積立金の処分に関する事項」において定めた使途に基づき、令和 5 年 6 月 29 日付にて主務大臣から承認を受けた 2,805 百万円のうち 455 百万円（共済勘定：271 百万円、年金担保債権管理回収勘定：184 百万円、労災年金担保債権管理回収勘定：0.3 百万円）について取り崩しを行ったものです。

③ 繰越欠損金の状況

法人全体の繰越欠損金 86,974 百万円のうち、当期総損失は 14,108 百万円となります。各勘定の[当期総利益（損失）](#)については P55 をご参照ください。

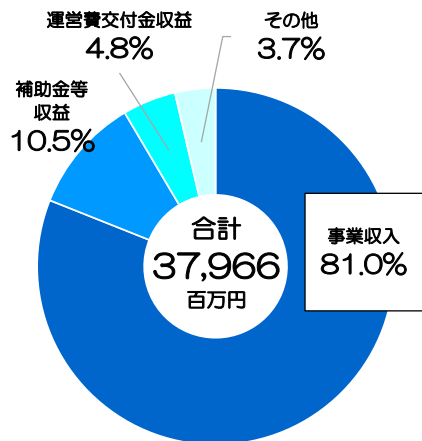
(6) 財源（インプット）の状況

① 財源（インプット）の内訳

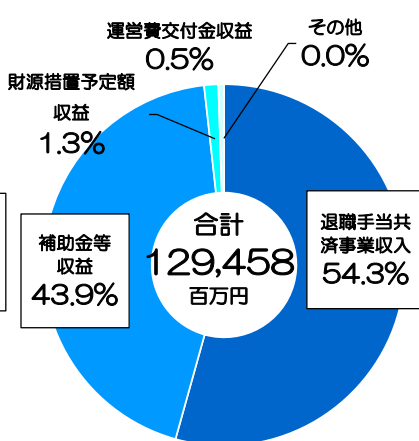
機構の経常収益は 195,035 百万円であり、各事業、業務の実施に必要な財源を十分に確保しています。主な内訳は、事業収入 120,904 百万円（62.0%）、補助金等収益 62,575 百万円（32.1%）、業務収入 5,689 百万円（2.9%）、運営費交付金収益 2,559 百万円（1.3%）となっています。

各勘定の経常収益の内訳は、次ページのとおりです。

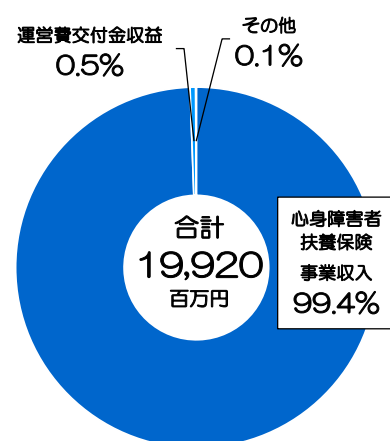
一般勘定
(福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉振興助成事業)



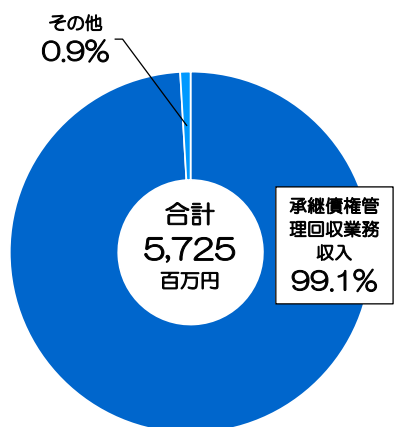
共済勘定
(退職手当共済事業)



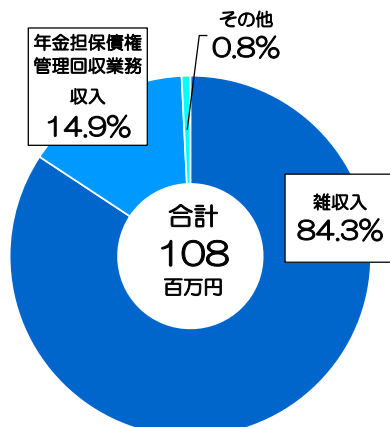
保険勘定
(心身障害者扶養保険事業)



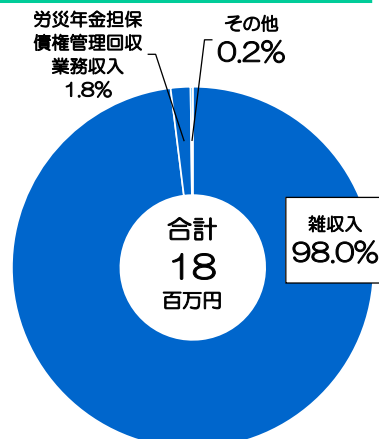
承継債権管理回収勘定
(承継年金住宅融資等債権管理回収業務)



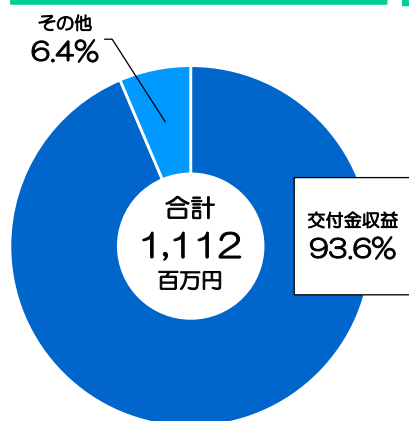
年金担保債権管理回収勘定
(年金担保債権管理回収業務)



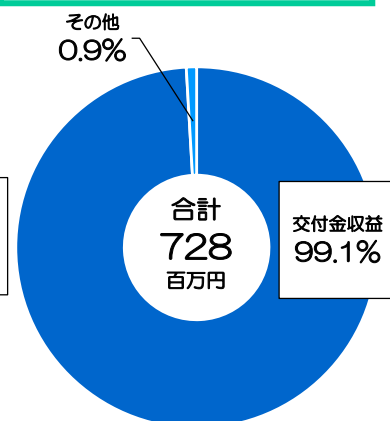
労災年金担保債権管理回収勘定
(労災年金担保債権管理回収業務)



旧優生保護法補償金等支払等勘定
(旧優生保護法補償金等支払等業務)



ハンセン病元患者家族補償金支払等勘定
(ハンセン病元患者家族補償金支払等業務)



なお、この他、機構法第 17 条に基づき厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入の実施及び福祉医療機構債券（以下「機構債」という。）を発行しています。

令和 6 年度の長期借入等の実績は、福祉医療貸付事業において、長期借入 192,300 百万円の実施及び機構債 20,000 百万円を発行実施しています。

② 自己収入に関する説明

中期目標において、「運営費交付金以外の収入の確保」が定められていることから、機構では、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めています。

令和 6 年度においては、福祉医療経営指導事業で集団経営指導（セミナー）の受講料及び個別経営診断指導料などにより 22 百万円、福祉保健医療情報サービス事業では W A M N E T 上のバナー広告の掲載料などにより 4 百万円の自己収入を確保しています。

(7) 民間資金調達の状況

機構の資金調達は、主に財政融資資金借入金を活用していますが、一時的な資金繰りの関係などで民間金融機関からの短期借入（以下「民間資金」という。）※₁を活用しているほか、機構債を発行しており、複数の手段による資金調達を実施しております。

機構債については、資本市場における投資家ニーズを捉え、令和 3 年度にソーシャルボンド原則適合のセカンドオピニオンを取得し※₂、福祉医療貸付事業の実施を通じて、福祉の基盤整備や医療サービスの提供の観点から持続可能な社会への貢献について評価いただき、その結果として、地方公共団体や金融機関などの様々な属性の多くの投資家の皆様から購入いただいております。

※₁ 環境に応じた民間資金の活用及び財政融資資金借入との組み合わせの検証を実施しています。

※₂ 国際資本市場協会（I C M A）が定めるソーシャルボンド原則（S B P）に基づくソーシャルボンド・フレームワークを策定し、外部評価機関から機構債が S B P に適合している旨のセカンドオピニオンを取得しています。

(8) 社会及び環境への配慮等の状況

機構の業務における社会への配慮の一環として、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進など、全ての職員が働きやすい職場づくりへの取組に加え、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達の推進に取り組んでいます。

また、環境への配慮についても、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を推進しているほか、電気やコピー用紙等の使用量を定期的に点検し、削減に努めています。

(9) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

機構は、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することで得た強みを活かし、国の政策実現に向けて貢献しています。

なお、持続的に適正なサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉である人的資本・知的資本・財務資本・設備資本等については、各事業部門におけるサービスの持続的提供体制の検証・報告により管理しています。

また、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見を有効活用しているほか、各事業にて運営する各種委員会において外部有識者を構成員に加え、各事業における業務の質の向上と、国民や外部機関からの信頼確保に努めています。

こうした内外の資源を活用しつつ、管理部門が各事業の着実かつ迅速な執行を後押しすることで、福祉・医療の向上に資する事業運営に取り組んでいます。

① 各事業におけるサービスの持続的提供体制の検証

機構では、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成 29 年 9 月 1 日独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会等）を踏まえた財務統制の一環として、当期総利益など財務の視点からの検証及び人的資本・知的資本・財務資本・設備資本・組織体制の 5 つの視点を踏まえた総合的な検証を行い、ガバナンス委員会においてサービスの持続的提供体制について報告しています。

各部門において自己検証した現状や中長期見込みを含む内容について、持続的にサービスを提供していくための強みや基盤を維持・創出する観点を踏まえ、理事長からヒアリングや必要な指示を受け、各部門の状況について組織全体で情報を共有しています。

令和 6 年度においても、総合的な検証を実施し、サービスの持続的提供体制に懸念がないことの確認等を行い、継続的に取り組んでいます。

② 管理部門の役割

各管理部門は、担当する分野における情報収集に関して、外部情報・内部情報を把握して必要な対応を実施し、機構の活動を後押しする役割を担っています。

各事業が抱えるリスク・課題に対し、事業部門とは異なる視点・責務（統括部署として責任分野を俯瞰する視点、3 線モデル（P21 参照）における第 2 線・第 3 線として期待される役割）から、現場の事務・事業のリスク削減や堅確性の確保に貢献しています。事業部門及び管理部門との意見交換や経営判断を経て、機構としての新たな対応を決定します。

7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

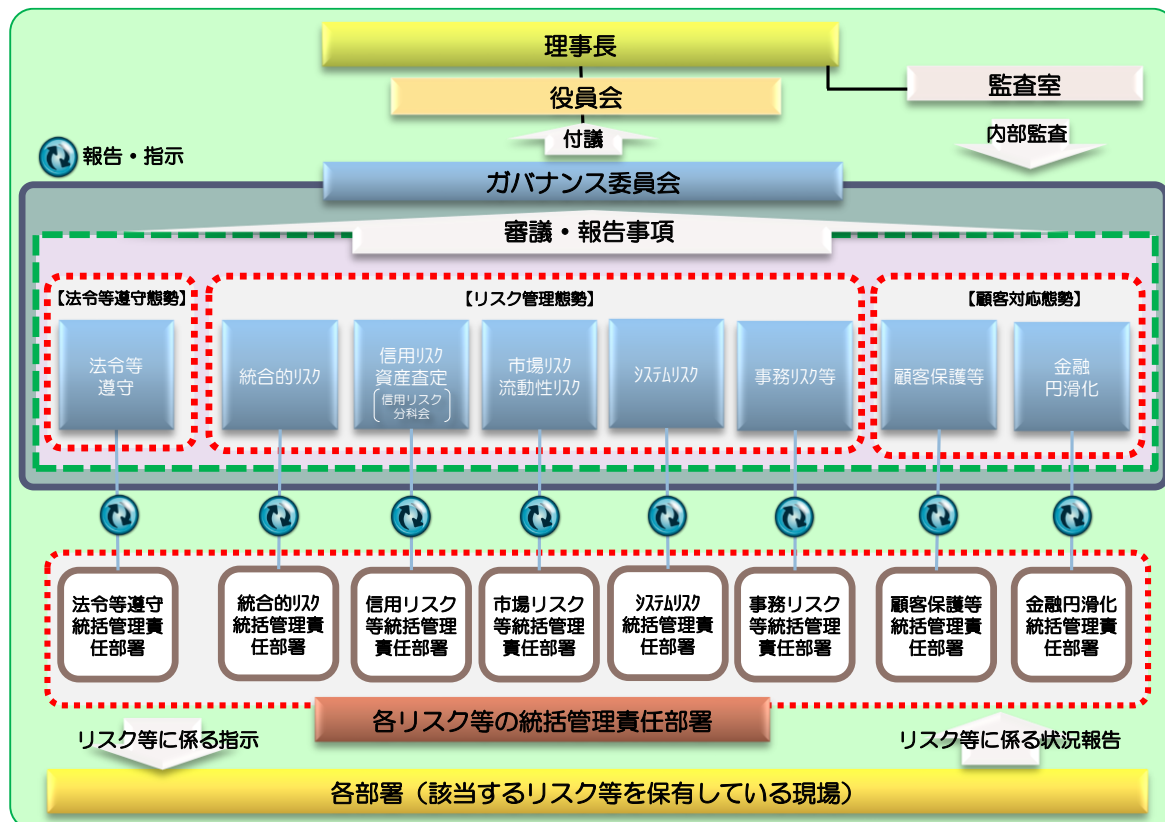
機構が保有するリスクの管理を適切に行うため「リスク管理方針」を定め、各種リスクをカテゴリー毎に評価し、リスクを総体的に捉えたうえで統合的リスク管理を行い、機構業務の健全性を確保することとしています。さらに、各リスクに関する管理規程等を定め、当該規程等に基づき設置した統括管理責任部署が中心となって各リスクの特定・評価を行い、理事長、理事及び監事が出席するガバナンス委員会において定期的に報告しています。

こうした活動については、組織内のイントラネットを通じて全役職員で認識を共有するとともに、当該活動の結果を踏まえた関連規程等の見直しを行っています。

また、内部統制の仕組みについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえ、有効に機能しているか点検を実施し、理事長による総括評価を行っています。

さらに、監査室においては、①監事・監査法人等と連携した三様監査の実施、②「形式、過去、部分」に金融庁が示す「実質、未来、全体」の視点を加えた監査の実施、③準拠性・リスクベースの監査に加えて資源配分・事業持続可能性等への取組に係る報告など、内部統制上重要な役割を果たしています。

<図 1> 機構におけるリスク管理態勢



機構のリスク管理については、各業務の健全性及び適切性の確保を図るため、「3 線モデル (3 Lines Model)」の仕組みを導入しています。

(3 線モデル (3 Lines Model))

第 1 線：各事業・業務部門の所属長のコントロールのもと、日々の業務で生じるリスクを特定し、現場におけるリスク管理の内部統制を整備することにより、業務の適切性を確保しています。

第 2 線：第 1 線のモニタリング・指導を担っており、第 1 線とは独立した管理部門が実施することで牽制機能を発揮し、業務執行の適切性を堅固にしています。「統合的リスク管理」は企画管理部、「顧客保護等」は総務部が担っています。

第 3 線：業務執行の監査機能を担っています。理事長直轄の組織である監査室が、第 1 線の業務執行の適切性及び第 2 線のモニタリング・指導の有効性を点検・検証するとともに、内部統制がより有効に機能するために必要な助言等を行います。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

機構の保有する主なリスク及びその対応状況は、以下のとおりです。

これらの活動はガバナンス委員会へ定期的に報告され、ガバナンス態勢の実効性を確認するとともに、態勢上の弱点及び課題など改善すべき点の有無並びにその内容を適切に検証し、必要な見直しを行っています。

なお、①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスクの詳細につきましては、直近の[債券内容説明書](#)をご参照ください。

① 信用リスク

貸付先の財務状況の悪化等により、貸付債権の価値が減少又は消失することで、債権の回収が不可能又は困難となり、損失を被る可能性があります。

そのため、貸付先の信用状態の変化の早期把握に努め、必要に応じて再建計画の策定を含めた指導・支援を行うとともに、自己査定を踏まえた償却・引当を適切に実施するなど、信用リスク管理の向上に資する取組を推進しています。

- ・ **福祉医療貸付事業**については、令和 2 年度以降、運転資金であるコロナ資金の取扱いによる無担保債権の増加等、設備資金が主であった従来の貸付債権の構成から大きく変化しているため、リスクの分析・評価を通じて必要な対応を実施し、信用リスク分科会（ガバナンス委員会の分科会）において審議等を行っています。

リスク管理債権化した貸付先に対する支援に加え、経営悪化の未然防止の観点から、リスク管理債権化するおそれのある貸付先の抽出と定期的なモニタリングを実施しています。また、貸付先の増加に対応する観点から、人員の配置を含めた組織の見直し及び外部委託の実施等により債権管理体制の強化に取り組んでいます。

- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、保険契約者である生命保険会社各社の信用状況について、定期的なモニタリングを実施しています。主な項目には、各社の

毎事業年度の決算報告、四半期毎のソルベンシーマージン比率、発行体格付、財務格付等があります。

また、それらの情報については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

- ・ **承継年金住宅融資等債権管理回収業務**については、受託金融機関等と密接に連携し、回収に努めております。貸付債権の9割超が受託金融機関等による保証（機関保証）付の債権（転貸法人への貸付及び個人向けの独立行政法人住宅金融支援機構との併せ貸し等）であり、機関保証のない債権についても、連帯保証人の付保や不動産担保を徴求する等の債権保全を図っています。
- ・ **年金担保債権管理回収業務**については、利用者のほぼ全てが利用している信用保証制度により、貸倒等損失発生リスクが軽減されています。なお、労災年金担保債権管理回収業務については、令和7年1月をもって全債権の回収が終了しております。

② 市場リスク

社会経済状況の変化及び金利を始めとする様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

- ・ **福祉医療貸付事業**については、貸付の期間と資金調達の期間構成に不一致が生じることにより、再調達時に金利が上昇（変動）するリスクがあります。そのため、ALMの手法による計測・分析を活用し、資産・負債の期間構成の不一致による金利変動等のリスクを極小化するよう努めています。
- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、扶養保険資金を国内外の債券及び株式で運用しているため、価格が変動するリスクがあります。そのため、運用資産の過去の市場の動向等を把握・分析のうえ、収益とリスクを考慮した「基本ポートフォリオの構成割合」を決定し、必要に応じてリバランス等の措置を講じ、運用での損失リスクの抑制を図っています。

また、運用状況については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業資産運用委員会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

③ 流動性リスク

市場環境変化及び想定外の貸付実行や回収遅延等により、必要な資金確保が困難になり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで、損失を被る可能性があります。

- ・ **福祉医療貸付事業**では、資金不足が生じないよう、日々の貸付実行・回収の予定を精査し、その他の事業においても資金繰りを厳正に管理しております。なお、福祉医療貸付事業に係る資金調達については、財政融資資金借入及び債券発行とい

った長期的かつ安定的な調達手段に加えて、複数の民間金融機関からの短期借入金を活用しております。債券発行にあたっては、適切な発行条件で資金調達できるよう、起債動向及び市場環境の把握に努めています。

- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、生命保険会社から支払われる保険金及び国や地方公共団体が納付する特例保険金の収入予定額及び年金給付保険金の支出予定額等を把握し、資金繰りを管理する中、遅滞なく年金給付保険金の支払いができるよう、必要に応じて長期運用資産の一部を短期資産に振り替えています。
- ・ 各事業の余裕金の運用にあたっては、運用先金融機関の財務状況や格付状況等について定期的に確認するとともに、特定の金融機関に過度に運用資産が集中しないようリスクの軽減を図るための措置を講じています。

④ システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステム不備、コンピュータの不正使用及び外部からの不正アクセス等により、損失を被る可能性があります。

そのため、基幹システムの改善・入替については、十分な検証時間を確保すべく、着実・迅速に計画を履行するとともに、システム、データ、ネットワーク及び関連機器等に関するセキュリティの管理並びにデータ保護、データ不正使用防止、ウイルス等不正プログラムの侵入及び外部者による情報窃取の防止等の措置を講じています。

さらに、情報セキュリティ対策として、情報管理担当部署による情報セキュリティインシデント対処に関する厚生労働省との連携訓練（C S I R T連携）の実施や全役職員向けに情報セキュリティ研修を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化に努めています。加えて、在宅勤務でのシステム接続、W e b 会議の開催におけるセキュリティにも注意を払っています。

また、委託業者やデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施することで、外部委託先を含めたセキュリティ対策の高度化を図っています。

なお、令和5年度に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改定されたことを踏まえ、令和6年度は情報漏洩やデータ改ざん等につながる情報システムの脆弱性の有無を確認するため、脆弱性診断を実施するなど、セキュリティの強化を図るとともに、クラウド・バイ・デフォルト原則※1に基づく I S M A P ※2 準拠対応等を推進しました。

※1 クラウドサービスの利用を第一候補として検討することを旨とした原則

※2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（政府が求めるセキュリティ要件を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、セキュリティ水準の確保を図り、クラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度）

⑤ 事務リスク等

役職員等及び外部委託先が、正確な事務を怠ること又は事故・不正を起こすこと等により、損失を被る可能性があります。

そのため、業務手順及びマニュアルの整備、再鑑・チェック体制の徹底、業務処理

状況の定期的な点検、システム化の推進、各担当者に対する研修等を通じて、適切な業務の遂行に努めています。また、各事業部門とは独立した管理部門において、適時性・適切性に重点を置いたモニタリング・指導を実施しており、牽制機能が発揮される態勢を整備しています。

⑥ その他のリスク

・ 法令等遵守

コンプライアンスについての解説及び違法行為を発見した場合の対処方法等を網羅した「コンプライアンス・マニュアル」を定めています。また、年度毎にコンプライアンスを充実、強化するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、研修等を通じて役職員に周知するなど、法令等遵守に関する取組を推進しています。

令和6年度においては、新たに11月を「コンプライアンス強化月間」として位置づけ、コンプライアンスカードの配布やコンプライアンス・マニュアルのポイント（一覧）の周知等、役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図る新たな取組を実施しました。

・ 顧客保護等（金融円滑化含む）

顧客に対する説明及び情報提供、顧客からの相談要望及び苦情対応、顧客情報の漏えいの防止等の情報管理を柱とした「顧客保護等管理方針」及び関連規程等を定め、顧客保護等の管理を適切に行うための取組を推進しています。

また、貸付業務及び債権管理業務において、顧客に対して必要な資金を供給していくために「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化の適切な管理についての取組を推進しています。

8. 業績の適正な評価の前提情報

機構では「福祉の増進並びに医療の普及及び向上」を図ることを目的として、福祉・医療に関する 11 事業を実施しております。それぞれの事業は、福祉・医療の担い手や支援者である事業者を対象とする事業、制度の利用者である個人等を対象とする事業と、事業者と利用者双方への支援等を行う事業に分けられ、事業の実施や支援・関与の形態は異なりますが、いずれも「福祉の増進並びに医療の普及及び向上」につながる重要な業務として、国の政策目的の実現に貢献しています。

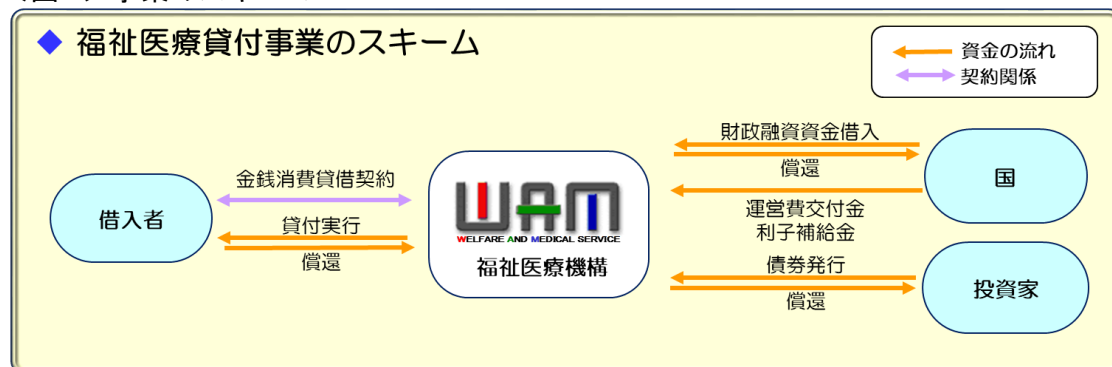
(1) 福祉医療貸付事業

福祉・医療基盤の整備と財務リスク・負担の軽減

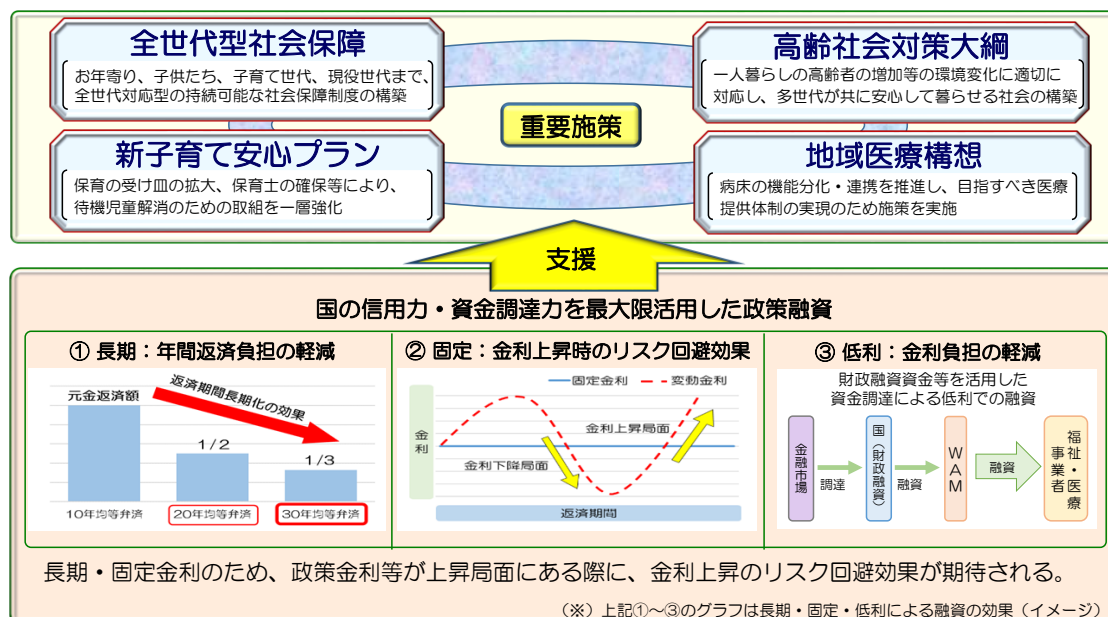
社会福祉施設及び医療施設等に対して、施設整備をする際に必要となる建築資金等について「長期・固定・低利」の融資を行うことにより、福祉・医療基盤の維持・向上を図っています。

また、政策融資の特性を生かして、貸付先の経営を安定させ、国民の福祉医療に対する安心の確保に貢献しています。

<図 1> 事業のスキーム



<図 2> 政策融資による重要施策への貢献



融資にあたっては、福祉医療事業者団体や地方公共団体と連携を図り、民間事業者や各地域のニーズ・課題を把握しつつ、国の政策を踏まえた優遇条件を設定して政策実現を後押しするとともに、災害や金融環境変化等の緊急時には、資金需要に迅速かつ機動的に対応しています。

また、福祉医療基盤の経営の安定を確保する観点から、事業者が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、民間金融機関との協調融資の利用促進にも積極的に取り組んでいます。

さらに、融資実行後から貸付金完済までの期中管理として、貸付先から事業報告書の提出を受け財務状況等の把握による定期的なモニタリングを行うとともに、個別に注視が必要なリスク管理債権化するおそれのある貸付先をフォローアップ先として抽出し、面談等により経営改善のアドバイス等を実施するなど、貸付先の経営悪化の未然防止の取組を実施しています。

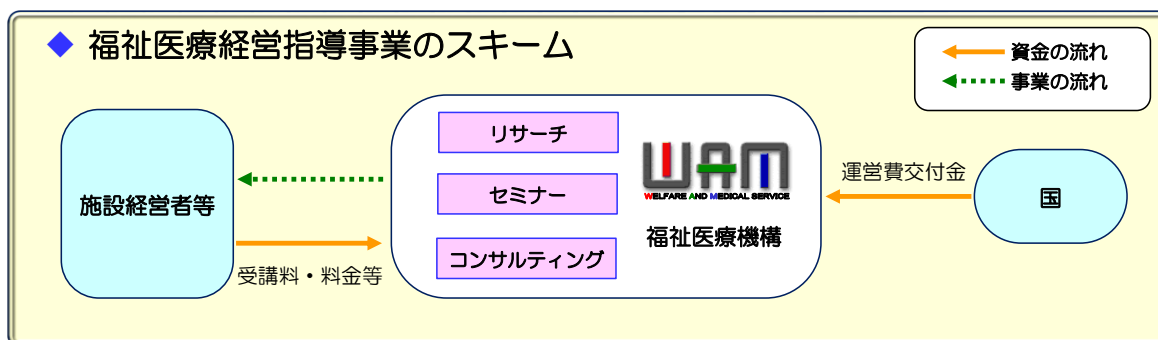
令和6年度においても、借入申込書のホームページからのダウンロードやWeb面談による融資相談の実施、借入者との手続きにおいてセキュリティ性の高いWAM NET掲示板の利用、動画配信による事業説明など、デジタル活用により借入者の利便性の向上を引き続き図っています。

(2) 福祉医療経営指導事業

福祉医療施設の経営の効率化と安定化を支援

社会福祉施設及び医療施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対して、福祉・医療をテーマとした各種調査やレポートを公表する「リサーチ」、最新の政策動向や先駆的な取組事例等を情報提供する「セミナー」、各施設が抱える課題の解決を支援する「コンサルティング」の3つの業務を通じて、施設経営の効率化・安定化を支援しています。

<図1>事業のスキーム



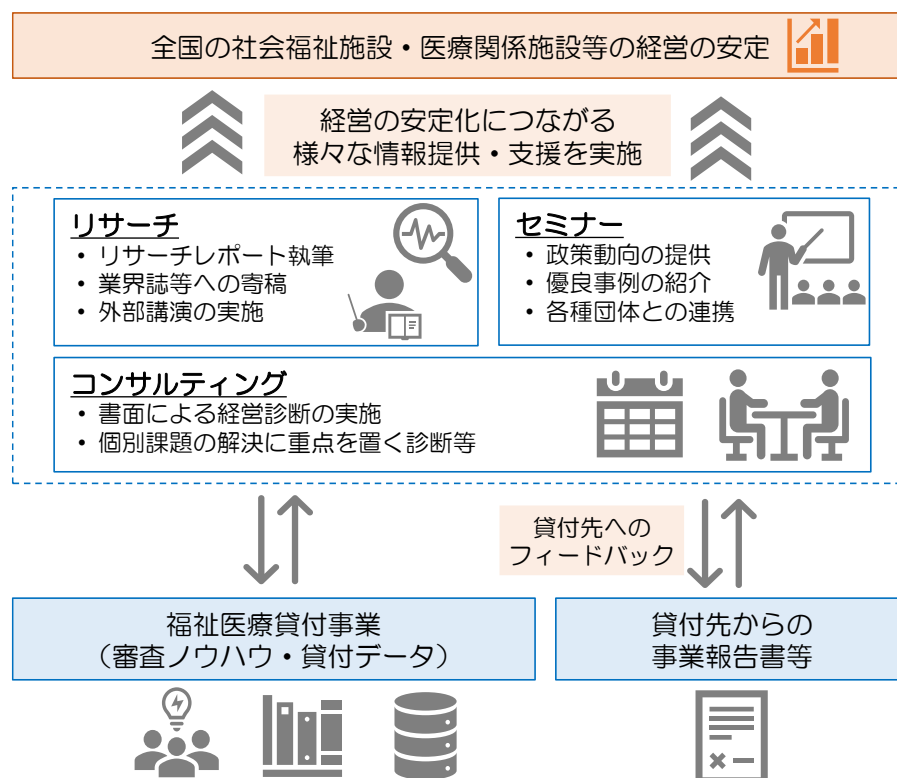
機構では、福祉医療貸付事業の貸付先から毎年度ご提出いただく事業報告書（財務諸表等）に基づき、各種法人・施設の経営状況を分析しています。その分析結果を機構に蓄積している知見と併せて、広く全国の福祉医療施設向けに発信しています。

本事業は、「福祉医療施設の経営の安定」を目的として、高齢者・児童・障害者を含めた国民全体に対する福祉・医療サービスの安定的提供に寄与しています。

貸付先からご提出いただく事業報告書等については、WAM N E T基盤の高度なセキュリティ環境で構築した「事業報告書等電子報告システム」を活用し、約3万8千件（令和5年度末）の貸付先に対して、安全にご提出いただける環境を提供しています。

なお、令和7年度から新たに社会福祉法人合併支援業務を開始します。社会福祉法人合併支援業務は、合併を希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせるなどの支援を実施するものです。

<図2> 福祉医療経営指導事業の取組



(3) 社会福祉振興助成事業

民間福祉活動への助成を通じた公的制度の狭間にある課題の軽減

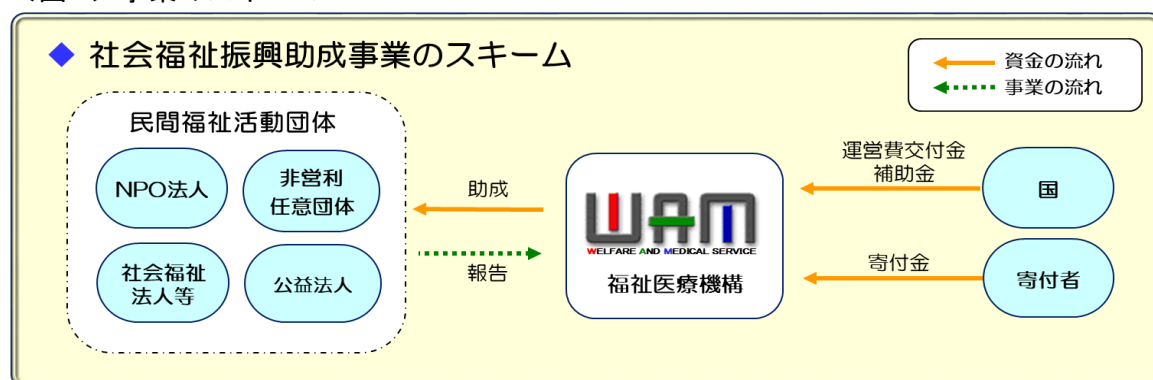
国の政策に連動した助成テーマを設定し、高齢者・障害者等が地域のつながりの中で自立した生活を送り、また、こどもたちが健やかに安心して成長できる地域共生社会の実現に向けて、NPOやボランティア団体などが行う民間福祉活動に対する助成を行い、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動を支援するとともに、団体のガバナンス強化の支援等も実施しています。

さらに令和6年度は、補正予算により、物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭のこども等の支援に係る民間団体活動に対する助成を実施しています。

また、助成先の選定・事業評価については、外部有識者と連携し、NPO等民間団体の活動状況や事業運営に係る外部の知見も活用しております。

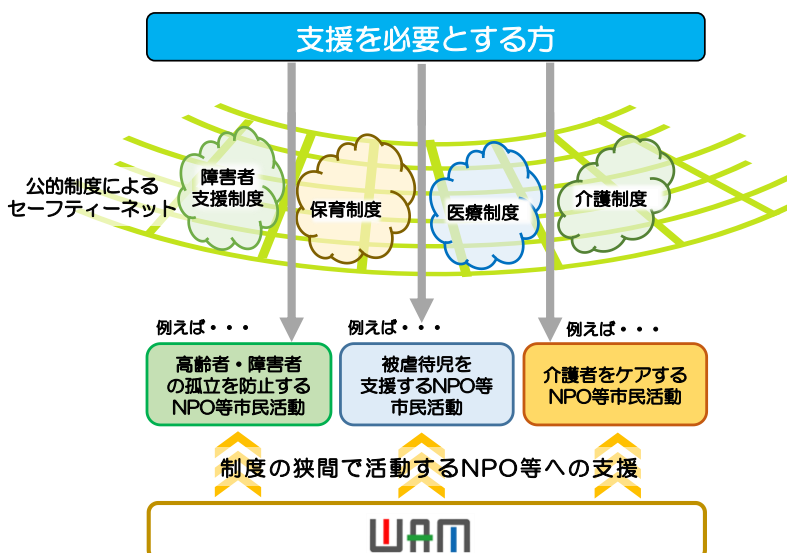
なお、助成の応募や期間中の手続き等については、電子化を図るとともに、助成事業の成果普及の取組として助成事業実績を閲覧できる e-ライブラリーの拡充のほか、WAM助成シンポジウムの動画配信を行うなど、利便性の向上を図っています。

＜図1＞事業のスキーム



社会福祉振興助成事業は、様々な公的制度の対応が十分に行き届かない社会福祉領域の制度の狭間にある課題に対し、柔軟に対応するNPO等の市民活動を助成により支援しています。＜図2参照＞

＜図2＞制度の狭間への支援（イメージ）



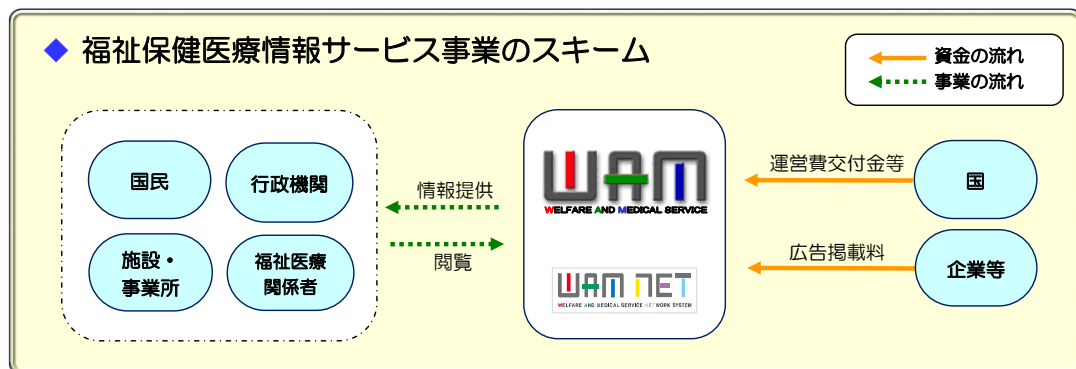
(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

全ての利用者への一元的かつ正確な福祉保健医療情報の提供

WAM NETは、福祉・保健・医療に関する制度や施策、その取組状況等の各種情報を幅広く提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。運用にあたっては、外部有識者からなるWAM NET事業推進専門委員会において意見・課題の共有やモニタリング等を行っており、福祉医療分野に係る政策や事業運営等に係る知見を活用しています。

また、各事業の事務効率化や情報セキュリティ確保等をICT（情報通信技術）活用によって支援するため、WAM NET基盤の更なる活用を推進するなど、国の進める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月閣議決定）を踏まえ、事業を実施しています。

<図1>事業のスキーム



<図2>WAM NETの特徴

①	福祉保健医療分野の情報を幅広く提供	福祉・保健・医療に関する制度や施策、その取組状況等の各種情報を幅広く提供
②	国の公表制度に係るシステム等の管理・運営	・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム ・障害福祉サービス等情報公表システム ・子ども・子育て支援情報公表システム ・医療法人経営情報データベースシステム ・災害時情報共有システム
③	デジタル・ガバメント等の動向に沿った基盤の活用	セキュリティ対策が十分なWAM NET基盤を活用することで、WAMの各事業の効率化を推進

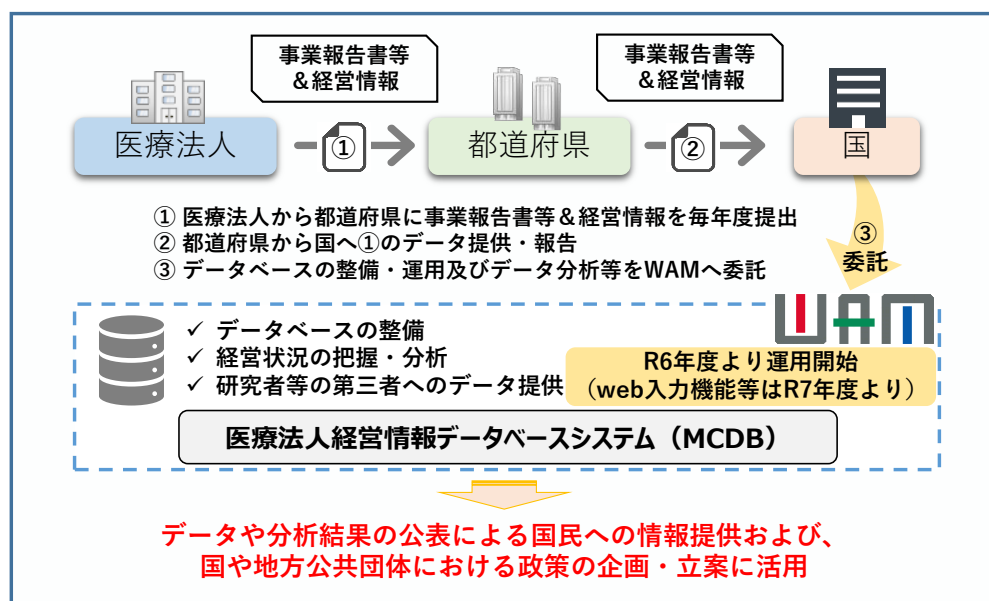
近年では、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、国の施策に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」、「子ども・子育て支援情報公表システム」及び「災害時情報共有システム」の管理・運営を通じて、これらのシステムの全ての利用者に対して一元的かつ正確な情報を提供しています。

また、令和5年5月の医療法改正に伴い、国からの委託を受けて、医療法人の経営情報の収集及び「医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）」の管理・運営を通

じて、医療法人の経営状況の把握・分析・公表等を行っており、国の政策立案にも活用されています。

さらに、障害福祉施設、保育所等の継続的な経営情報等の見える化への対応として「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」の改修を実施し、令和 7 年度より経営情報等の把握・分析・公表を行っていく予定です。

＜図 3＞「医療法人経営情報データベースシステム(MCDB)」の概要



このほか、令和 5 年度より、国が利用を推進する「ケアプランデータ連携システム」の普及促進に資するため、同システムを運営する国民健康保険中央会及び厚生労働省と連携し、同システムを利用する事業所を地図上やリストで閲覧できる「ケアプランデータ連携システム利用状況」コンテンツを開設しております。

＜図 4＞「ケアプランデータ連携システム利用状況」コンテンツの概要



令和6年度には医療・介護・障害の同時報酬改定に伴う情報を施設事業者等が入手しやすくするため、改定の概要や事務連絡などをまとめた「令和6年度 報酬改定について」のコンテンツを新設し、まとめて情報提供を行っています。

WAMNETでは、主なユーザーである福祉医療事業者、行政機関に加え、福祉医療サービスの利用者（制度の直接の受益者である児童、高齢者、障害者、医療の利用者及びその家族等）への情報提供に注力するとともに、より多くの方に利用いただけるよう、SNS（X、Instagram）やメールマガジンを活用した情報発信を行っています。

また、利用者からのアクセスにおいて、主体認証、暗号化通信等で高い情報セキュリティを確保したセキュアなネットワークを活用したサービスを提供することで、安心して安全なシステム利用を実現しています。この高度な情報セキュリティを確保したWAMNET基盤は、各事業における手続きのオンライン化を進めるなど、機構におけるデジタル・ガバメント化の推進に大きく貢献しています。

<図5>WAMNET基盤を活用したデジタル・ガバメント化の推進

① 融資先に係る事業報告書の提出手続きのデジタル化

- ✓ 毎年度、福祉医療貸付事業の融資先が提出する事業報告書（事業の運営状況や経営状況等を記載したもの）について、デジタル化を実施
- ✓ 業務システムとのデータ連携による与信リスクの管理を迅速化

② 福祉医療経営指導事業の申込手続きのデジタル化

- ✓ セミナーや経営分析参考指標購入の申込みをデジタル化

③ 退職手当共済事業に係る手続きのデジタル化

- ✓ 退職手当共済制度における全提出書類についてデジタル化を実施



(5) 退職手当共済事業

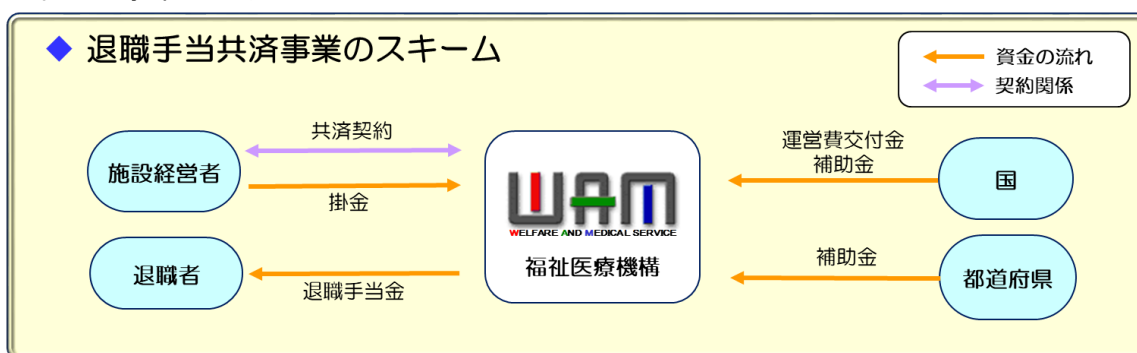
福祉施設職員の処遇向上と人材の確保・定着に貢献

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等を退職された方に退職手当金を支給する退職手当共済制度を安定的に運営することにより、処遇の向上を通じて施設に従事する人材の確保と定着に貢献しています。

本事業は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき運営されており、退職手当金の支給財源は、共済契約者（施設経営者）、国、都道府県の三者が負担し、職員個人の負担が生じないことが特徴です。

なお、災害等の影響により、掛金の期限内の納付が困難な場合において、共済契約者から申請があったものについては、内容を審査のうえ、5月末の納付期限の延長などを行うことによって、福祉施設の経営を支援しています。

<図1>事業のスキーム



福祉業界における担い手の不足が続く中、退職手当共済制度の運営により、社会福祉施設等における職員の定着に大きく貢献することで、喫緊の政策課題である、介護離職防止、子育て環境の整備、待機児童ゼロを支える福祉人材の確保・安定化にも寄与しています。

また、令和7年1月から「退職手当共済システム」の運用を開始し、全国約1.7万人の退職手当共済事務の全手続きのオンライン化を行いました。従来の申請に比べて手続きにかかる時間が短縮されるなど、利用者の利便性向上と機構の業務効率化につながっています。

(6) 心身障害者扶養保険事業

障害者福祉の増進、保護者の不安軽減及び障害児・者の自立支援

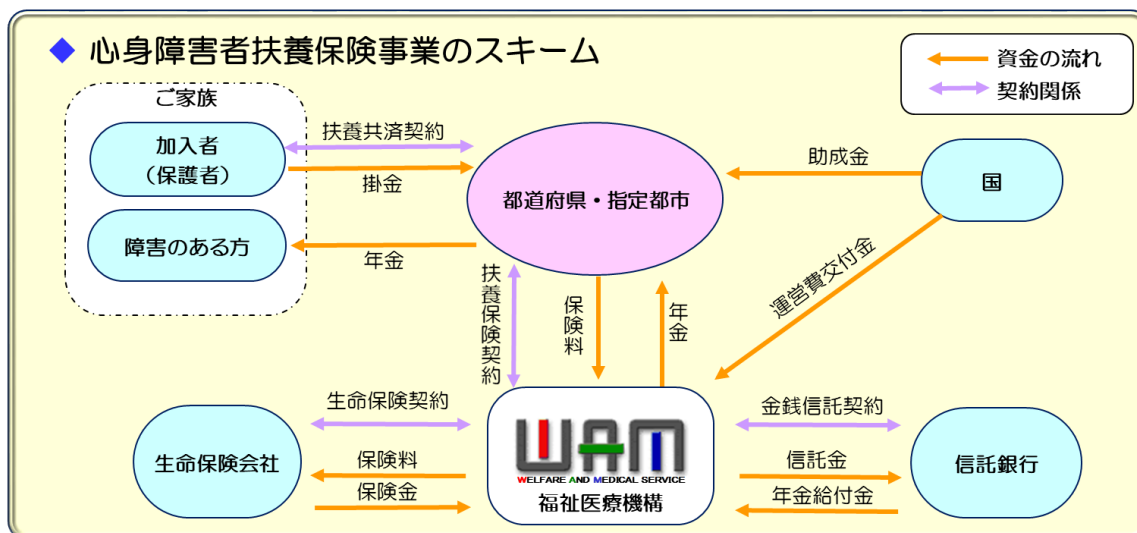
各都道府県・指定都市が条例に基づき実施している「心身障害者扶養共済制度」※において、都道府県・指定都市が加入者に対して負う責任を機構が一元的に再保険する事業です。

全国的な規模で機構が再保険することにより、加入者の住所異動時における継続加入や年金資産の効率的な運用を実現し、制度を安定的に実施しています。

※心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月、一定の掛金を納めることにより、加入者（保護者）に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。保護者が抱く不安の軽減を図り、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進を目的としています。

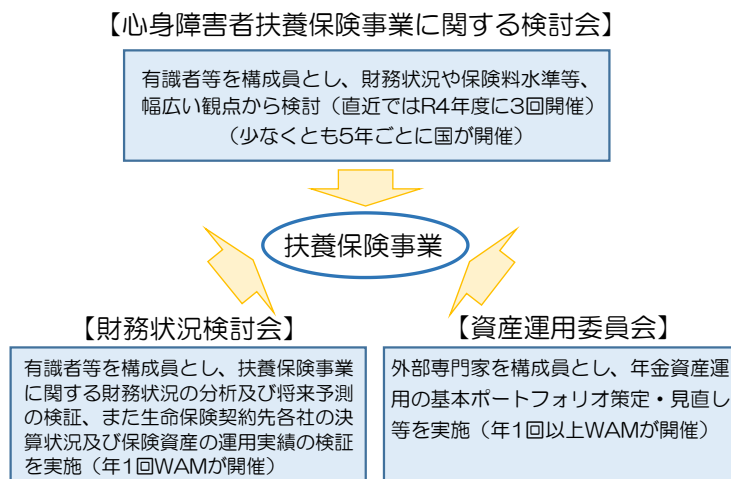
<図1>事業のスキーム



また、心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を実施しています。令和6年度においては、WAM NET会員向けメールマガジンの活用や検索連動型広告（リスティング広告）、制度紹介動画のQRコードやURLを関係団体に周知し、メールマガジンや機関誌等を通じた広報を依頼するなど、デジタルを活用した制度案内を実施しています。

これらの広報活動の結果、近年は新規加入者が増加傾向にあります。

<図2>安定的な業務運営の取組

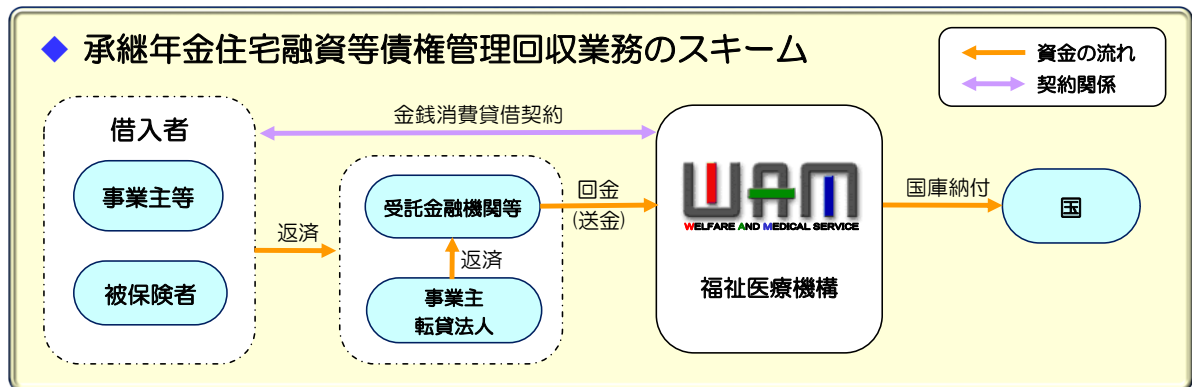


(7) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

公的融資としてのきめ細かな対応の継続と国の年金財政への貢献

旧年金福祉事業団等が年金を財源として貸付を行った住宅取得等の資金（平成 17 年 1 月末をもって申込受付終了）に係る債権の管理回収を行っています。機構は、平成 18 年 4 月に旧年金資金運用基金より当該貸付債権を承継しており、当該債権の回収が終了するまでの間、業務を実施します。

<図 1> 事業のスキーム



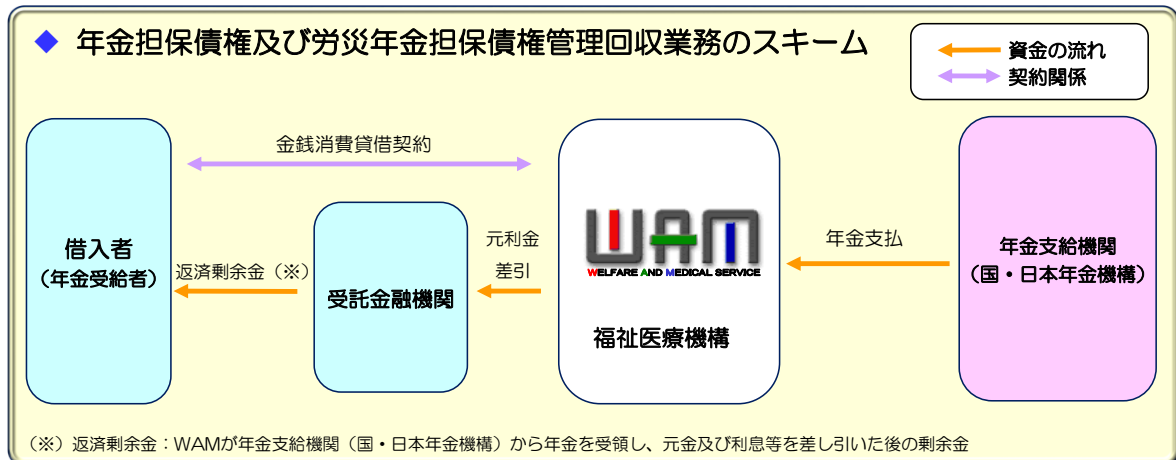
(8) 年金担保債権管理回収業務 及び (9) 労災年金担保債権管理回収業務

貸付債権に係る着実な管理回収を推進

年金受給者に対して、その年金受給権を担保として、医療費等の一時的に必要な小口資金融資を行ってきましたが、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和 2 年 5 月成立）に基づき、令和 3 年度末に申込の受付を終了したことから、現在はこれまで貸し付けた債権の管理回収を行っています。

なお、労災年金担保債権管理回収業務については、令和 7 年 1 月をもって全債権の回収が終了しており、以降は業務の終了に向けて適切な措置を講じております。

<図 1> 事業のスキーム



(10) 旧優生保護法補償金等支払等業務及び(11) ハンセン病元患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法補償金等及びハンセン病元患者家族補償金の迅速な支払いによる国民福祉の増進

令和元年度より、国からの委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払いを行っています。

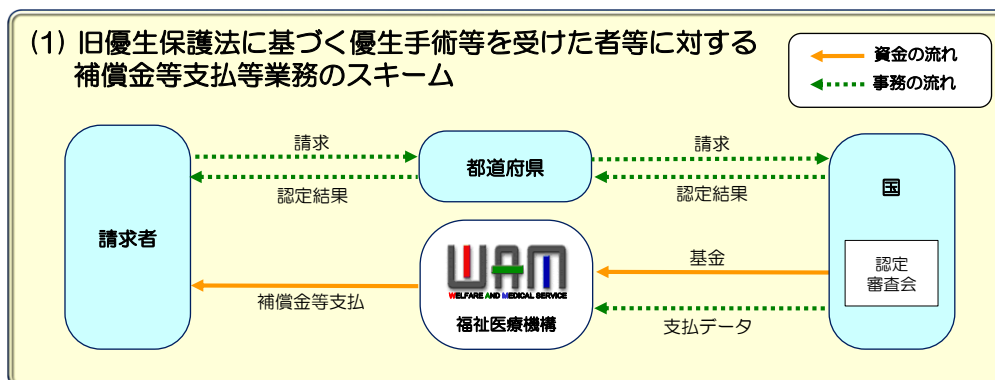
当該業務の実施にあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮するため、国との間で行われる支払データの授受においては、セキュリティ性の高いWAMNET基盤を利用しています。

なお、令和6年度に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が公布されたことに伴い、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金に加え、新たに、同手術等を受けた方に対する補償金や人工妊娠中絶に伴う一時金も、機構の支払業務の対象に追加しております※。また、一時金及び補償金の請求は、令和元年の法律の施行日より5年以内とされていましたが、令和6年度に改正法が成立したことにより、請求期限はさらに5年延長されました。

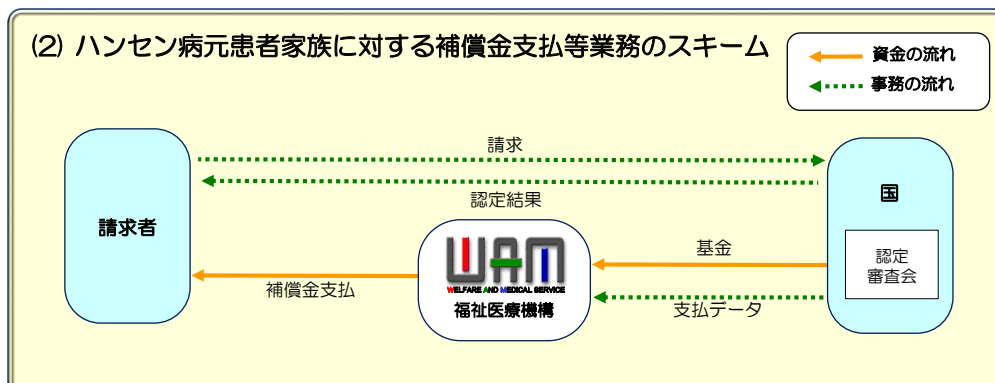
※支払業務の追加に伴い、以下の通り業務名を変更しております。

- ・「一時金支払等業務」→「旧優生保護法補償金等支払等業務」
- ・「補償金支払等業務」→「ハンセン病元患者家族補償金支払等業務」

＜図1＞事業のスキーム(旧優生保護法補償金等支払等業務)



＜図2＞事業のスキーム(ハンセン病元患者家族補償金支払等業務)



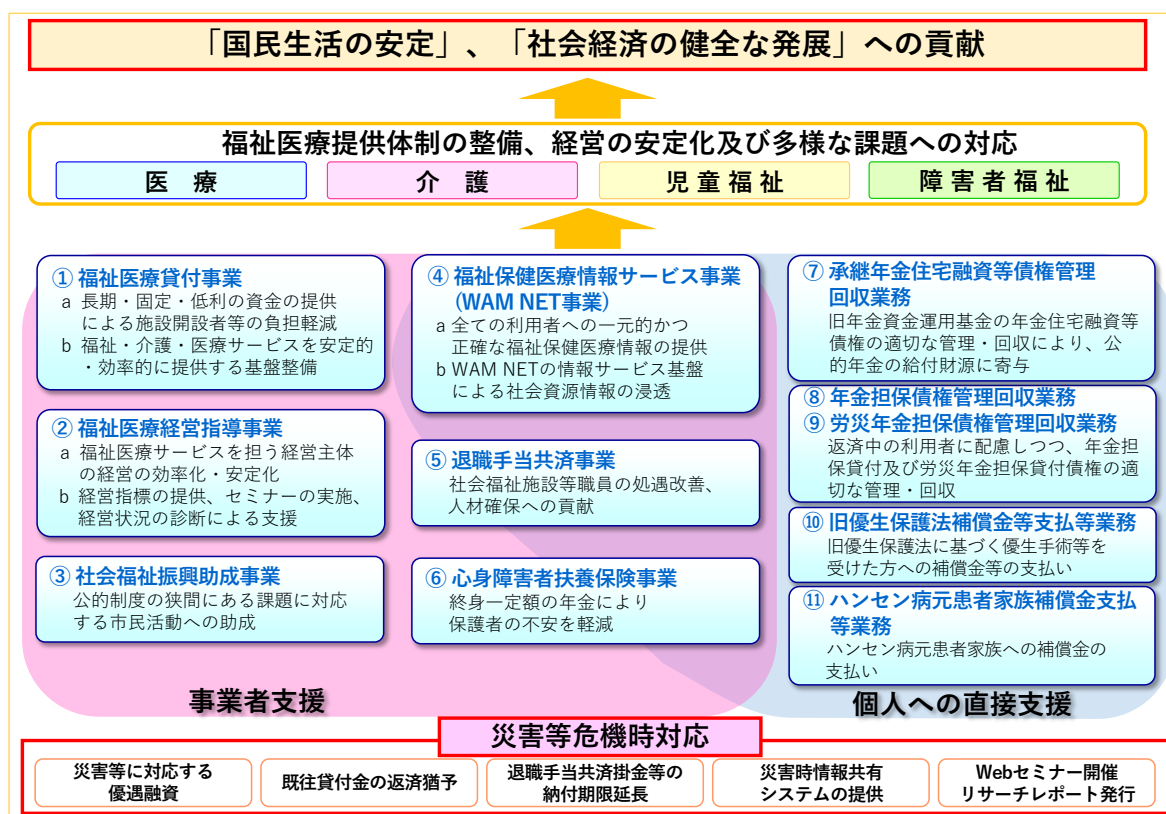
9. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当事業年度の主な業務成果・業務実績については、次に示すとおりです。機構が実施する各事業のアウトカム（社会に及ぼす効果）も併せて記載しており、これは通則法の目的である「国民生活の安定」と「社会経済の健全な発展」への貢献であると位置づけられています。

なお、アウトカムについては、機構の毎年の事業活動の累積が社会基盤となり、その基盤の総体として、社会に対しての効果を生み出しており、極めて長い時間軸で実施されるものであるため、過去の業務の結果として当該事業年度までに実現したアウトカムを記載しています。

＜図1＞ 機構の各事業が「社会に及ぼす効果(アウトカム)」について



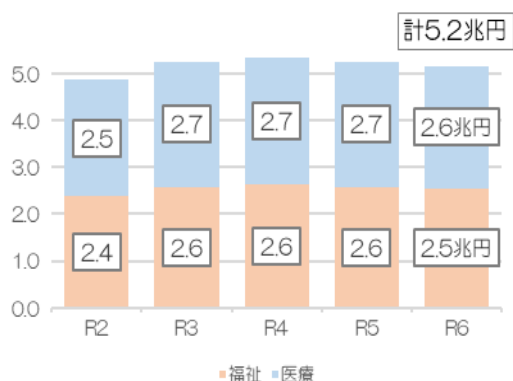
① 福祉医療貸付事業～施設の整備及び安定経営への貢献～

令和 6 年度においては、引き続き国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や新子育て安心プランの実現に向けた保育所整備など、政策優先度に即した政策融資を実施しました。

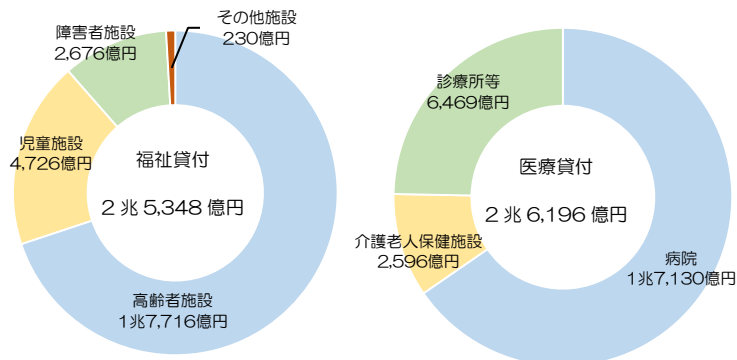
また、物価高騰の影響を受けて、費用が増加し、かつ収支差額が減少している施設・事業を支援するため、経営資金または長期運転資金の優遇融資を実施し、令和 6 年度の審査実績は 10 件、367 百万円、貸付契約額は 27 百万円、資金交付額は 26 百万円となりました。なお、令和 7 年 4 月からは更に条件を拡充し対応しております。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震については、災害復旧を支援するための優遇融資を実施し、令和 6 年度の審査実績は 36 件、4,491 百万円、貸付契約額は 4,252 百万円、資金交付額は 3,174 百万円となりました。また、令和 6 年度は当初 6 か月間の返済猶予を 8 件実施いたしました。

<グラフ 1> 貸付残高の推移(福祉・医療別)



<グラフ 2> 施設種類別残高(福祉・医療別)



(令和 6 年度末)

※貸付残高には、「新型コロナウイルス対応支援資金」を含む。

福祉医療貸付事業は「長期・固定・低利」で融資することにより、福祉医療事業者の財務負担を軽減し、経営の安定化を図るとともに、必要な施設整備を促進するという効果を有しています。

その成果については、融資の件数や金額といったアウトプットで表されるとともに、これらに伴い政策融資の受け手である福祉医療事業者、ひいては最終的な受益者である国民にとって、具体的にどのような効果や影響が及んでいるのか（アウトカム）をイメージしていただくことが重要と考えています。

こうした観点から、機構の活動による福祉医療基盤への効果や影響の度合いを表す一つの参考値として、融資を受けている貸付先が経営する全ての定員数・病床数とともに、これらの福祉医療体制の全体に占める割合（以下「機構融資関与率」という。）を以下に示すものです。

なお、その算出にあたり、融資の直接の対象となった施設の定員数・病床数ではなく、当該貸付先（法人・個人）が経営する全ての施設の定員数・病床数を使用しています。これは、機構の融資が貸付先全体の経営の安定化に寄与しているという点を考慮したものです。

(注) 以下 a～d における「機構融資関与率」の算出根拠となるデータは、令和 5 年

度末時点で融資残高のある貸付先から提出された「事業報告書」から抽出しており、上記の考え方にに基づき、「貸付先が経営する全施設の定員数の合計」を分子として計算しています。

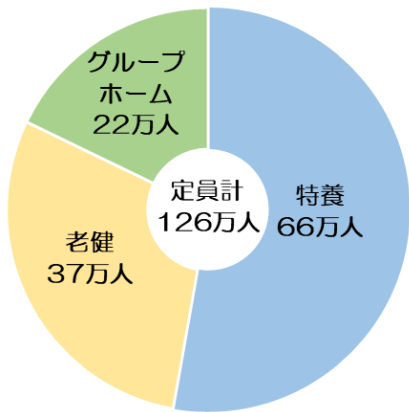
したがって、①機構が直接融資を行った施設の定員数・病床数のみを反映したものではありません。また、②過去に機構が融資を行ったものの、令和5年度末時点で融資残高のない貸付先については反映されていませんので、その点にご留意ください。

なお、分母については、国の統計調査から引用しています。

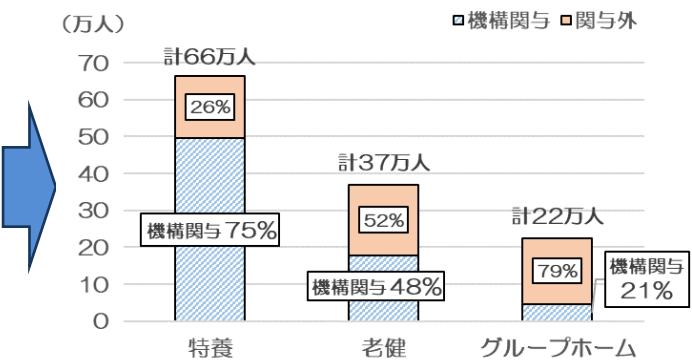
- a. 介護施設：機構の融資対象である主要な高齢者向け施設の定員数は全国でおよそ126万人で、その中で最も定員数の多い特別養護老人ホームに対する機構融資関与率は、75%となっています。

<グラフ4参照>

<グラフ3>高齢者施設の定員数



<グラフ4>機構融資関与率(注)
(高齢者施設の定員数)



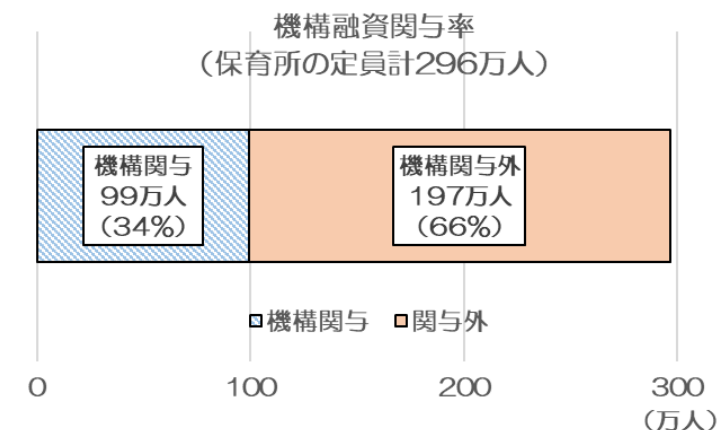
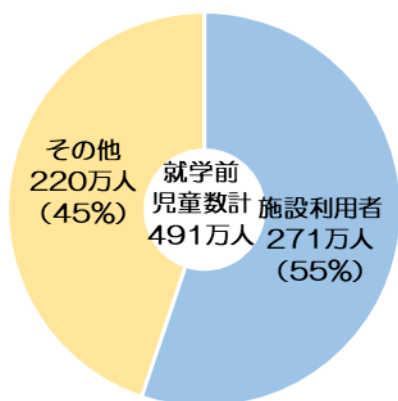
(1万人単位未満は四捨五入して表示)

※ 各施設の定員総数は『令和5年 介護サービス施設・事業所調査』(厚生労働省)より。

b. 保育施設：就学前児童数 491 万人の約半数が、保育所等施設を利用しています。

うち、機構融資関与率は 34% となっています。＜グラフ 6 参照＞

＜グラフ 5＞保育所等「施設利用者」の
就学前児童数に占める割合

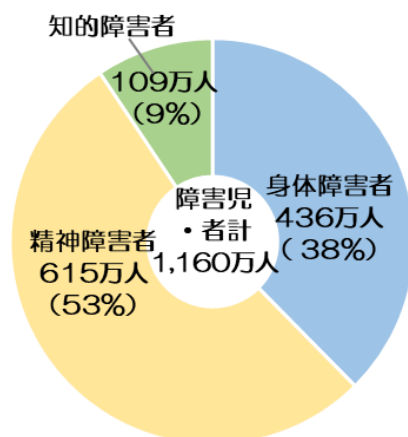


※『保育所等関連状況取りまとめ(令和 6 年 4 月 1 日)』(こども家庭庁) より。

※ 就学前児童数は『統計トピックス No. 141 (令和 6 年 5 月 4 日)』(総務省統計局) より。

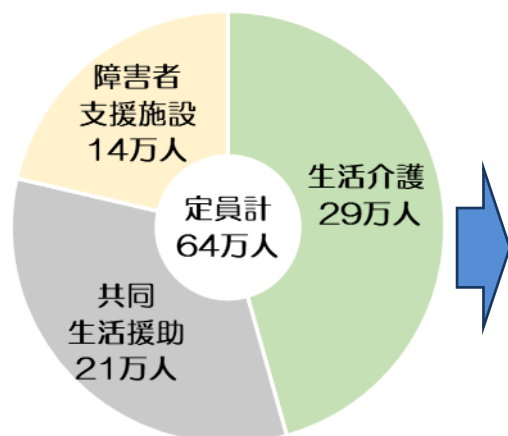
c. 障害者施設：障害のある方は全国に 1,160 万人で、生活介護事業に対する機構融資関与率は 43%、共同生活援助や障害者支援施設に対する機構融資関与率は 30%程度となっています。＜グラフ 9 参照＞

＜グラフ 7＞障害児・者の概況

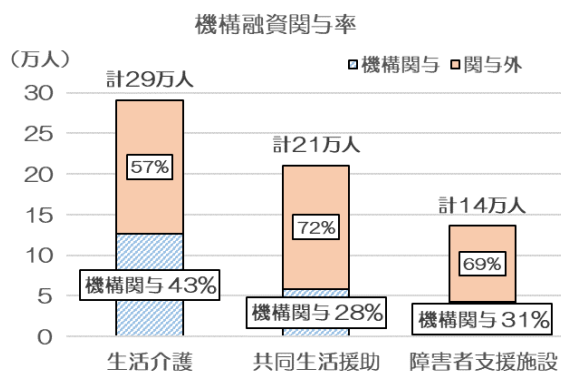


※『令和 6 年 障害者白書』(内閣府) より。

＜グラフ 8＞障害者施設の定員数



＜グラフ 9＞機構融資関与率(注)
(障害者施設の定員数)

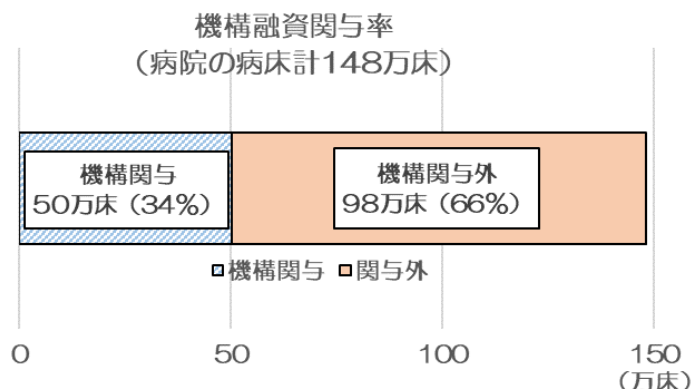


※ 各施設の定員総数は『令和 5 年 社会福祉施設等調査』(厚生労働省) より。

- d. 医療施設：全国の病院の病床は計 148 万床あり、それに対する機構融資関与率は 34%となっています。＜グラフ 10 参照＞

＜グラフ 10＞機構融資関与率(注)

(病院の病床数)



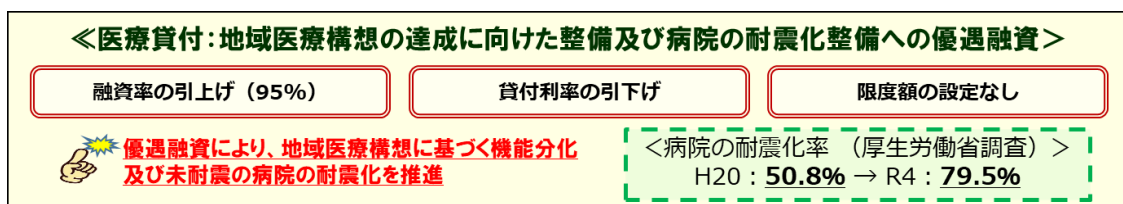
※ 病床数は『令和 6 年 医療施設調査』（厚生労働省）より。

医療貸付では、地域の病床等の医療資源の多寡に応じて貸付利率の優遇内容等が異なり、これにより政策に整合する医療提供体制の整備を支援しています。

また、地域医療構想に適合する病床機能の分化及び連携※に係る整備や、病院の耐震化をはじめとする防災・減災等に係る整備については、融資率や貸付利率の優遇により、整備等を促進しています。

※ 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築する観点から、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、各都道府県は「地域医療構想」に則した整備を進めております。地域の医療需要・病床の必要量を踏まえて、地域医療構想調整会議での議論・調整を経て、病床数、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の分化・連携を進めていくこととされています。

＜図 1＞ 地域医療構想の達成に向けた整備等への優遇融資



② 福祉医療経営指導事業～経営の安定への貢献～

令和6年度においては、次のような取組により福祉医療施設の経営を支援しています。リサーチレポートについては、施設・法人の経営状況に加えて、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のトリプル改定の影響等に関する調査結果、特別養護老人ホームの人材確保に関する調査結果や、人材確保・定着を図る特別養護老人ホームの経営良好先の取組事例などを公表しました。また、経営動向調査では通常の調査項目に加え、介護職員等処遇改善加算の算定状況、医師の時間外労働の上限規制の経営上の影響や物価高騰の影響等に関する調査を実施し、分析のうえ公表しました。

【リサーチレポート】

令和6年度実績：16件（施設別経営状況8件、アンケート等8件）

対象のサービス・法人

- ＜高齢者福祉サービス＞ ・特別養護老人ホーム ・訪問介護
- ＜医療系サービス＞ ・病院 ・介護老人保健施設 ・介護医療院
- ＜児童福祉サービス＞ ・保育所及び認定こども園
- ＜法人＞ ・社会福祉法人 ・医療法人

【経営動向調査（WAM短観）】

令和6年度実績：8回（社会福祉法人4回、病院4回）

四半期毎に、法人・施設の経営や福祉医療政策の適切な運営に資するため、モニターとなっている福祉医療施設に対し、収益、稼働率、雇用の状況等を調査し、集計・分析結果をDI値として公表

また、セミナーについては、医療現場の働き方改革と勤務環境や介護施設等におけるICT化・介護DXに焦点を当てるなど、時宜を得たテーマを設定し情報提供を行うとともに、リサーチレポートの結果等を活用した講義を実施しています。

【セミナー】

令和6年度実績：17,022件（オンラインセミナーログイン数16,882件、集合開催140人）

主なセミナーテーマ

- ・社会福祉法人会計実務セミナー
- ・高齢者施設経営セミナー
- ・病院経営・広報セミナー
- ・子ども・子育て支援事業経営セミナー
- ・業務継続計画（BCP）対策セミナー
- ・持分なし医療法人への移行セミナー 等

さらに、コンサルティングについては、書面による経営診断や訪問を伴う経営分析プログラム等を実施し、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に向けた取組を支援しています。

【コンサルティング】

令和6年度実績：401件（経営診断396件、経営分析プログラム等5件）

主なコンサルティングメニュー

＜経営診断＞

福祉医療貸付事業の貸付先の財務データ等を活用し、法人・施設の収支・財務状況を同種の施設と比較した診断結果を提示

＜経営分析プログラム＞

施設の経営状況について、同種同規模等の類似する優良施設の個別データと、財務収支状況や機能性等を比較することにより、改善すべき課題を抽出し、改善策を提示

＜人事給与分析プログラム＞

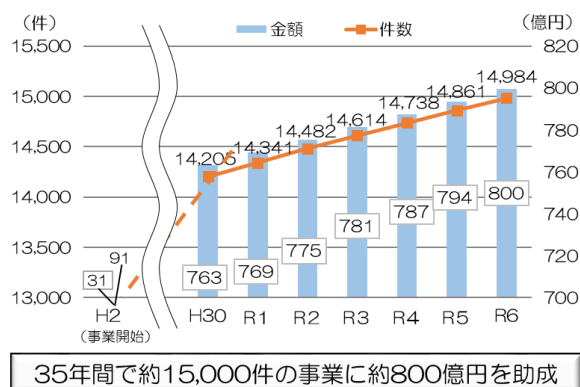
機構保有データを活用し、法人の給与データ・規程分析等を実施し、人事給与の観点から改善すべき事項を提示

等

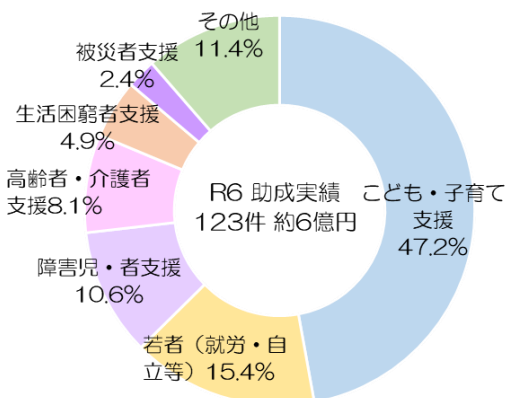
③ 社会福祉振興助成事業～NPO等の市民活動への貢献～

令和6年度においては、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業や地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業123件に対し、6億870万円の助成を行いました。事業開始以降、約15,000件、約800億円の助成を行っています。＜グラフ1参照＞

＜グラフ1＞助成金額・件数の累計（補正予算・予備費分は含まず）



＜グラフ2＞分野別の採択件数割合



【令和5年度助成事業の事後評価結果】

- ・ 支援対象者数：延べ 1,310,161 人
 - ・ 支援対象者の満足度：97.7%（うち最高評価 74.5%）
 - ・ 新たなネットワーク（他団体・行政機関等との連携）を構築した団体割合：約8割
 - ・ マスコミに取り上げられた団体割合：約7割
- ※ 令和5年度に助成した団体に対する事後評価を令和6年度に実施

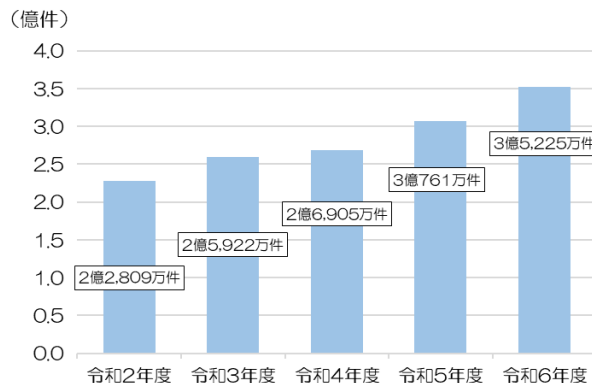
④ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

～社会資源の有効活用への貢献～

WAM NET事業は、介護、児童福祉、障害者福祉、医療に関する「全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報」の提供により、社会資源が、より有効に活用されることに貢献しており、多くの方々にご利用いただいております。

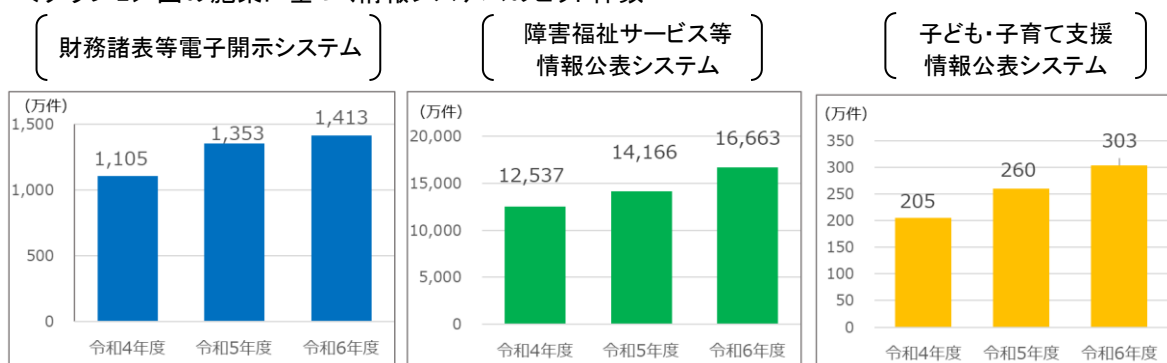
令和6年度においては、国の施策に基づき、3つの情報公表システム（財務諸表等電子開示システム、障害福祉サービス等情報公表システム、子ども・子育て支援情報システム）を安定的かつ効率的に運用・管理するなど、全ての利用者が正確な情報を一元的に入手できる環境を整備しています。＜グラフ1・2参照＞

＜グラフ1＞WAM NET利用状況（年間ヒット件数）



※ヒット件数は増加傾向にあり、令和6年度は約3億5千万件となりました。

＜グラフ 2＞国の施策に基づく情報システムのヒット件数



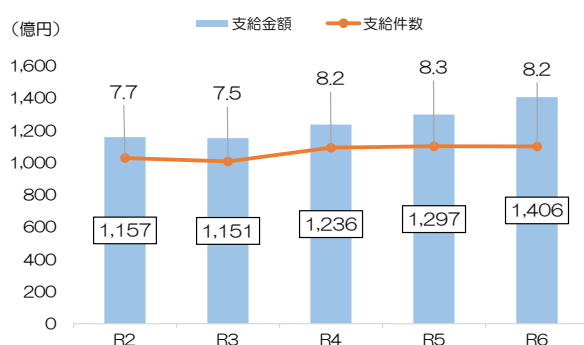
また、令和 6 年度より、医療法人経営情報データベースシステムにおいて、従前の事業報告書及び経営情報等に加え、令和 5 年 8 月以降に決算期を迎える医療法人に義務付けられた詳細な経営情報についてもデータ化を実施し、法人・施設の運営状況及び財務状況に係る分析を行い、公表に向けた準備を行いました。

さらに、令和 6 年度に発生した災害（地震、大雨、台風等）では「災害時情報共有システム」を稼働しており、児童福祉施設等や障害者支援施設等に係る被災情報の報告や集約に活用されています。令和 6 年度には、被災時の的確な支援に向け、利用者からの報告を適時に得るため、国と連携して運用の見直しも行いました。

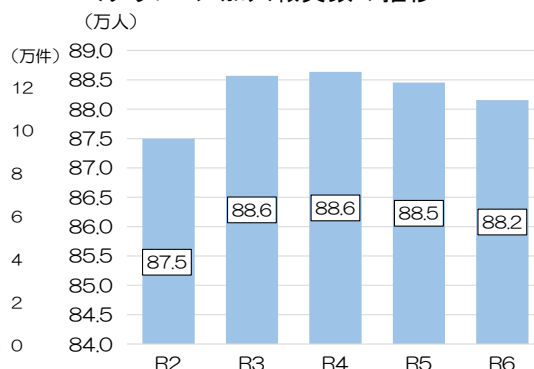
⑤ 退職手当共済事業～福祉施設の人材の確保・定着への貢献～

令和 6 年度は 82,428 人に総額 1,406 億円の退職手当金を支給しました。令和 6 年 4 月 1 日時点の加入職員数は 881,543 人となりました。＜グラフ 1・2 参照＞

＜グラフ 1＞支給件数及び支給金額の推移

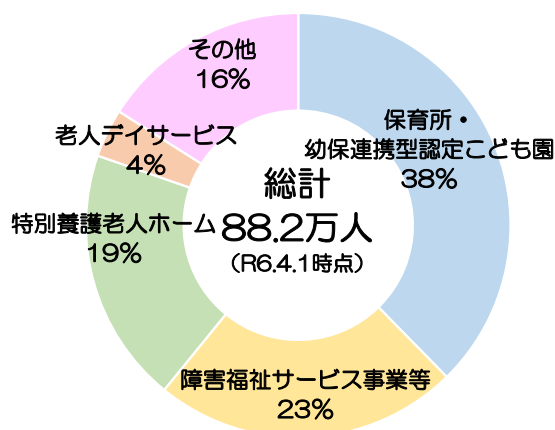


＜グラフ 2＞加入職員数の推移

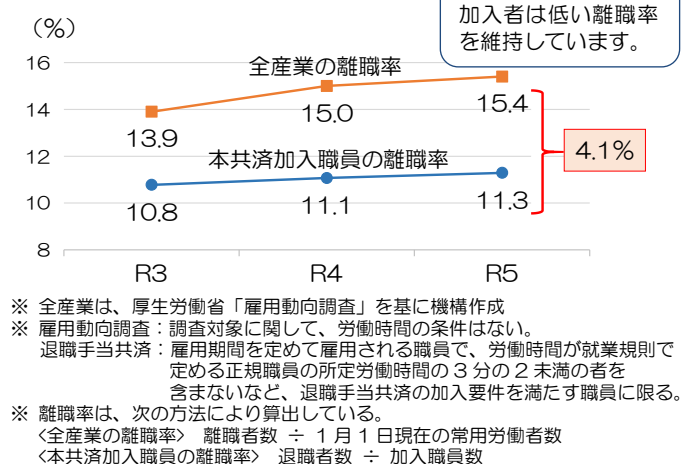


退職手当共済事業は、福祉施設の人材の確保・定着に資する退職手当共済制度を、介護、児童、障害等の各福祉分野の施設に提供しており、本制度加入者の離職率は全産業の離職率よりも低い水準を維持しています。＜グラフ3・4参照＞

＜グラフ3＞制度加入職員数の施設種類別内訳

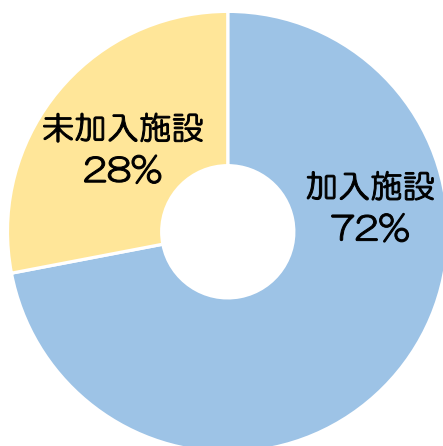


＜グラフ4＞全産業及び制度加入職員の離職率

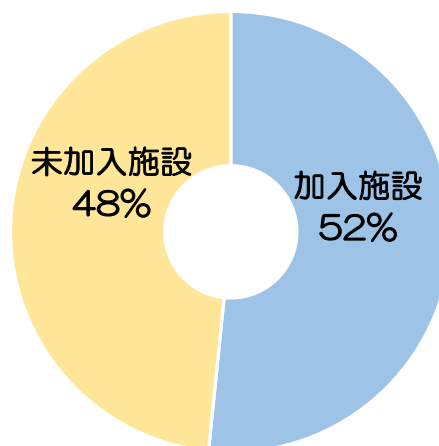


また、主な施設の本制度への加入率は、特別養護老人ホームでは72%、保育所等では52%となっており、退職手当共済制度に加入している施設の割合は高い水準となっています。＜グラフ5・6参照＞

＜グラフ5＞特別養護老人ホームの加入率



＜グラフ6＞保育所等の加入率



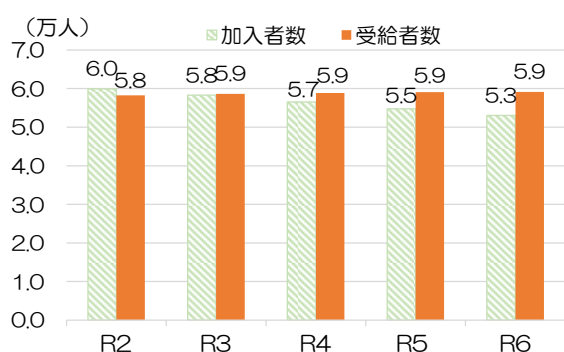
※ 特別養護老人ホームは厚生労働省『令和5年介護サービス施設・事業所調査』、保育所等はこども家庭庁『保育所等関連状況とりまとめ（令和6年4月1日）』を基に次の方法により算出している。
 退職手当共済事業加入施設数 ÷ 全国の施設数
 ※ 保育所等は保育所及び幼保連携型認定こども園を指す。

⑥ 心身障害者扶養保険事業

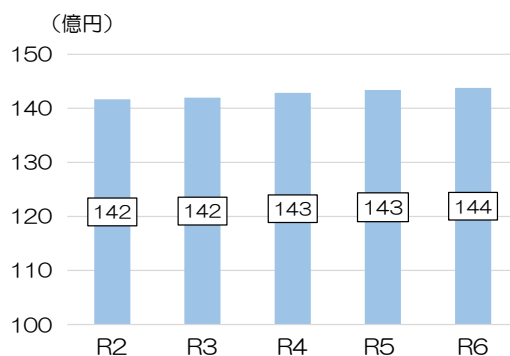
令和6年度の新規加入者は1,167人で、これに前年度からの継続分54,742人を加え、任意脱退及び死亡等により年金受給者となった異動者2,851人を差し引くと、令和6年度末の加入者は53,058人となりました。国・地方公共団体等と協力して周知・広報活動に取り組むことで、新規加入者は近年1,000人超で推移しています。

また、令和6年度における保険金の決定状況は、新規支払決定者2,252人、死亡・障害保険金額75億6,330万円であり、年金給付保険金の支払い状況は、年度末受給者59,137人、年金支給額143億7,604万円となりました。＜グラフ1・2参照＞

＜グラフ1＞加入者数、受給者数の推移



＜グラフ2＞年金給付金の推移



① 受給者数、年金給付金は順調に増加しています。

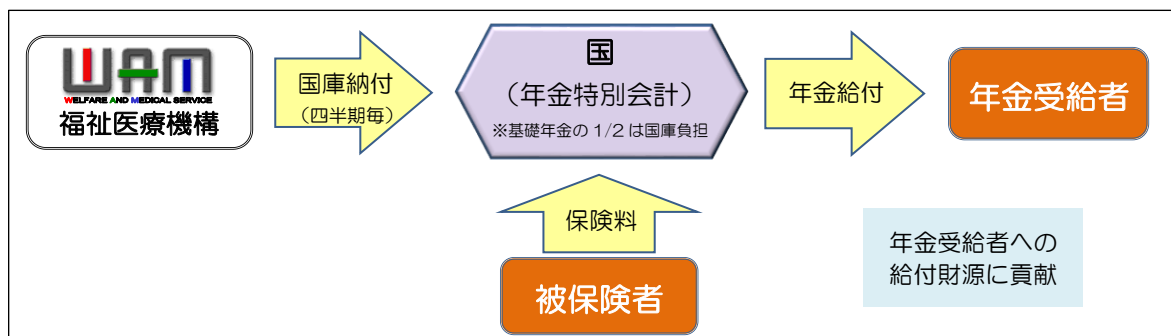
② 平成8年の保険料改定を契機に加入者数は減少傾向にありますが、国及び地方公共団体等と協力し、周知・広報活動に取り組み、近年新規加入者が増加傾向にあります。

⑦ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務～年金給付財源への貢献～

回収金は定期的に国庫に納付しており、年金給付の財源として活用されています。

業務承継時に3.7兆円、70.9万件あった融資残高は、令和6年度末には1,383億円、6.8万件まで減少しており、累計約4兆3,847億円の住宅ローン等の元利金を回収することにより、国の年金制度運営に貢献しています。

＜図1＞回収金国庫納付スキーム



⑧ 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

令和 6 年度の回収実績は、年金を担保にした確実性の高い回収及び借入者のほぼ 100%が利用している信用保証制度からの回収により 25 億円となり、年金担保債権管理回収業務の令和 7 年 3 月末の貸付残高・件数は、1,339 千円、28 件となっています。また、労災年金担保債権管理回収業務については、令和 7 年 1 月をもって全債権の回収が終了しております。

⑨ 旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法補償金等及びハンセン病元患者家族補償金については、認定審査の結果、認定された方に対し、補償金及び一時金等の支払いを行いました。

これまでに、旧優生保護法補償金等では約 45 億円、約 1,200 件の支払いを、ハンセン病元患者家族補償金では約 133 億円、約 8,500 件の支払いを実施してきました。

<表 1> 旧優生保護法補償金等

支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	476 件	1,524 百万円
R2	410 件	1,313 百万円
R3	86 件	275 百万円
R4	66 件	211 百万円
R5	54 件	173 百万円
R6	144 件	1,055 百万円
累計	1,236 件	4,553 百万円

<表 2> ハンセン病元患者家族補償金

支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	1,061 件	1,459 百万円
R2	5,555 件	8,807 百万円
R3	690 件	1,048 百万円
R4	362 件	568 百万円
R5	437 件	704 百万円
R6	427 件	674 百万円
累計	8,532 件	13,259 百万円

(2) 自己評価

令和 6 年度においても、第 5 期中期目標の達成に向けて、中期計画及び年度計画に基づき、業務運営を行ってまいりました。機構の各事業（セグメント別）の自己評価と行政コストとの関係の概要については、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、[業務実績の評価結果](#)をご覧ください。

項 目	評価（注 1）	行政コスト（注 2）
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 福祉医療貸付事業	A	51,722 百万円
2 福祉医療経営指導事業	A	538 百万円
3 社会福祉振興助成事業	B	1,488 百万円
4 退職手当共済事業	B	141,623 百万円
5 心身障害者扶養保険事業	B	23,815 百万円
6 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	A	1,956 百万円
7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	909 百万円
8 年金担保及び労災年金担保債権管理回収業務	B	(年担) 295 百万円 (労担) 6 百万円
9 旧優生保護法補償金等支払等業務及び ハンセン病元患者家族補償金支払等業務	B	(旧優生) 1,112 百万円 (ハンセン) 728 百万円
II 業務運営の効率化に関する事項		
業務運営の効率化に関する事項	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
財務内容の改善に関する事項	B	
IV その他業務運営に関する重要事項		
その他業務運営に関する重要事項	B	

(注 1) 評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：所期の目標を達成していると認められる。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(注 2) 各事業、業務に係る[行政コスト](#)については、P54 の説明をご覧ください。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
評 定	B	－	－	－	－
理 由	(令和 5 年度) 項目別評定は 12 項目中、A が 3 項目、B が 9 項目であり、うち重要度「高」であるものは A が 3 項目であった。 全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、B とした。				

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

10. 予算と決算との対比

予算と決算との対比は、以下のとおりです。

令和6年度の予算額と決算額とで差額が生じている項目もありますが、いずれも事業、業務の実施に影響を与えるものではありません。

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額
(収入)			
運営費交付金	4,643	4,643	－
国庫補助金	36,560	31,147	△ 5,413
利子補給金	2,706	2,706	－
その他の政府交付金	86,209	86,209	－
福祉医療貸付事業収入	32,178	31,380	△ 798
経営指導事業収入	73	22	△ 51
福祉保健医療情報サービス事業収入	6	4	△ 2
社会福祉振興助成事業収入	12	12	－
退職手当共済事業収入	126,430	110,034	△ 16,396
心身障害者扶養保険事業収入	34,300	34,184	△ 116
承継債権管理回収業務収入	5,778	5,723	△ 55
年金担保債権管理回収業務収入	25	25	0
労災年金担保債権管理回収業務収入	0	0	0
寄附金収入	180	391	211
利息収入	0	88	88
雑収入	14	24	10
計	329,114	306,590	△ 22,524
(支出)			
福祉医療貸付事業費	26,826	23,849	△ 2,977
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	28	30	2
社会福祉振興助成事業費	1,348	1,321	△ 27
退職手当共済事業費	168,731	140,619	△ 28,112
心身障害者扶養保険事業費	34,300	34,184	△ 116
年金担保債権管理回収業務費	200	165	△ 35
労災年金担保債権管理回収業務費	5	3	△ 2
補償金等支払金	3,604	1,059	△ 2,545
補償金支払金	768	674	△ 94
業務経費	7,130	8,201	1,071
一般管理費	326	400	74
人件費	3,230	3,229	△ 1
返還金	－	0	0
計	246,496	213,735	△ 32,761

11. 財務諸表

要約した法人単位の財務諸表は、以下のとおりです。なお、[各財務諸表の概要](#)については、P53 以降をご覧ください。

(1) 貸借対照表（令和 7 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	612,861	流動負債	355,743
現金及び預金等	225,376	1 年以内返済予定借入金・債券等	347,234
1 年以内回収予定長期貸付金	382,266	その他	8,509
その他	5,219		
固定資産	4,748,893	固定負債	4,682,406
有形固定資産	289	借入金・債券等	4,577,818
無形固定資産	6,763	その他	104,588
長期貸付金等	4,738,485	法令に基づく引当金等	92,051
その他	3,355	負債合計	5,130,200
		純資産の部	金額
		資本金	317,736
		資本剰余金	791
		繰越欠損金	△ 86,974
		純資産合計	231,554
資産合計	5,361,754	負債純資産合計	5,361,754

※ [貸借対照表の概要](#)については P53 をご参照ください。

(2) 行政コスト計算書（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

科目	金額
I 損益計算書上の費用	225,154
II その他行政コスト	84
減価償却相当額	84
III 行政コスト	225,238

※ 各勘定の[行政コスト計算書の概要](#)については P54 をご参照ください。

(3) 損益計算書（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常費用（A）	225,101
業務費	223,740
業務経費等	220,612
人件費等	2,082
減価償却費	1,045
一般管理費	1,355
管理経費	293
人件費等	983
減価償却費	79
その他	6
経常収益（B）	195,035
補助金等収益等	67,950
事業収入等	126,593
その他	493
臨時損失（C）	53
臨時利益（D）	15,555
前中期目標期間繰越積立金取崩額（E）	455
当期総損失（A - B + C - D - E）	14,108

※ [各勘定の当期総利益（損失）](#)については P55 をご参照ください。

(4) 純資産変動計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：百万円）

区分	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)	IV 評価・換 算差額等	純資産合計
当期首残高	353,799	△ 798	△ 64,837	－	288,163
当期変動額	△ 36,062	1,590	△ 22,137	－	△ 56,610
当期末残高	317,736	791	△ 86,974	－	231,554

※ [純資産の変動要因](#)については P57 をご参照ください。

(5) キャッシュ・フロー計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：百万円）

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	159,689
人件費支出	△ 3,210
補助金等収入	152,765
事業収入等	470,183
その他収入・支出	△ 460,050
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 73,922
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 90,918
IV 資金減少額（I + II + III）	△ 5,151
V 資金期首残高	61,953
VI 資金期末残高（IV + V）	56,802

12. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

純資産の部は政府出資金 317,736 百万円及び繰越欠損金 86,974 百万円等により 231,554 百万円を計上しており、事業、業務の実施に必要な財務基盤を有しております。なお、令和 6 年度は一般勘定の福祉医療貸付事業に係る貸倒引当金繰入等の影響により、法人全体で 14,108 百万円の当期総損失を計上しておりますが、令和 2 年度及び令和 3 年度に政府出資金計 138,817 百万円の増資を受け入れたことにより財務基盤強化が図られ、財政状態に問題はありません。

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	612,861	流動負債	355,743
現金及び預金等	225,376	1年以内返済予定借入金・債券等	347,234
1年以内回収予定長期貸付金	382,266	その他	8,509
その他	5,219		
固定資産	4,748,893	固定負債	4,682,406
有形固定資産	289	借入金・債券等	4,577,818
無形固定資産	6,763	その他	104,588
長期貸付金等	4,738,485	法令に基づく引当金等	92,051
その他	3,355	負債合計	② 5,130,200
		純資産の部	金額
		資本金	317,736
		資本剰余金	791
		繰越欠損金	△ 86,974
		純資産合計	231,554
資産合計	① 5,361,754	負債純資産合計	③ 5,361,754

<① 資産構成>

勘定名	資産額
一般勘定	5,001,051
共済勘定	31,718
保険勘定	67,897
承継債権管理回収勘定	162,804
年金担保債権管理回収勘定	826
労災年金担保債権管理回収勘定	101
旧優生保護法補償金等支払等勘定	93,286
ハンセン病患者家族補償金支払等勘定	4,071
法人全体	5,361,754

法人全体では、一般勘定の資産で約 93.3%を占めています。

<② 負債構成>

- ・法人全体では、福祉医療貸付の財源となる借入金、機構債で約 96.0%を占めています。
- ・法令に基づく引当金等として 92,051 百万円を計上しています。

(内訳)

- ▶ 退職手当給付費支払資金
29,425 百万円 (共済勘定)
- ▶ 心身障害者扶養保険責任準備金
62,626 百万円 (保険勘定)

<③ 純資産構成>

- ・資本金 317,736 百万円は全額国からの出資金となっています。
- ・資本剰余金 791 百万円は、特定資産 2,768 百万円 (一般勘定における社会福祉・医療事業団から承継した特定資産の国庫納付から生じる減資差益 1,095 百万円及び共済勘定における前中期目標期間繰越積立金を財源に取得した特定資産の取得費 1,674 百万円) から当該特定資産の除売却差額相当累計額△1,773 百万円と減価償却相当累計額△204 百万円を差し引いたものです。

【総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一 般 勘 定	4,815,666	5,185,328	5,237,762	5,106,139	5,001,051
共 済 勘 定	52,632	54,418	50,539	43,812	31,718
保 険 勘 定	73,648	72,372	69,575	71,792	67,897
承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	345,808	290,060	241,554	199,719	162,804
年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	36,334	31,973	13,591	2,632	826
労 災 年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	2,643	2,028	887	374	101
旧 優 生 保 護 法 補 償 金 等 支 払 等 勘 定	8,890	8,570	8,316	8,105	93,286
ハンセン病元患者家族 補 償 金 支 払 等 勘 定	7,237	6,133	5,524	4,780	4,071
合 計	5,342,857	5,650,883	5,627,749	5,437,353	5,361,754

※ 一般勘定及び承継債権管理回収勘定では、長期貸付金が総資産の大半を占めています。

② **行政コスト計算書**（P51 参照）

令和 6 年度の法人全体の行政コストは 225, 238 百万円であり、主な発生要因は次のとおりです。

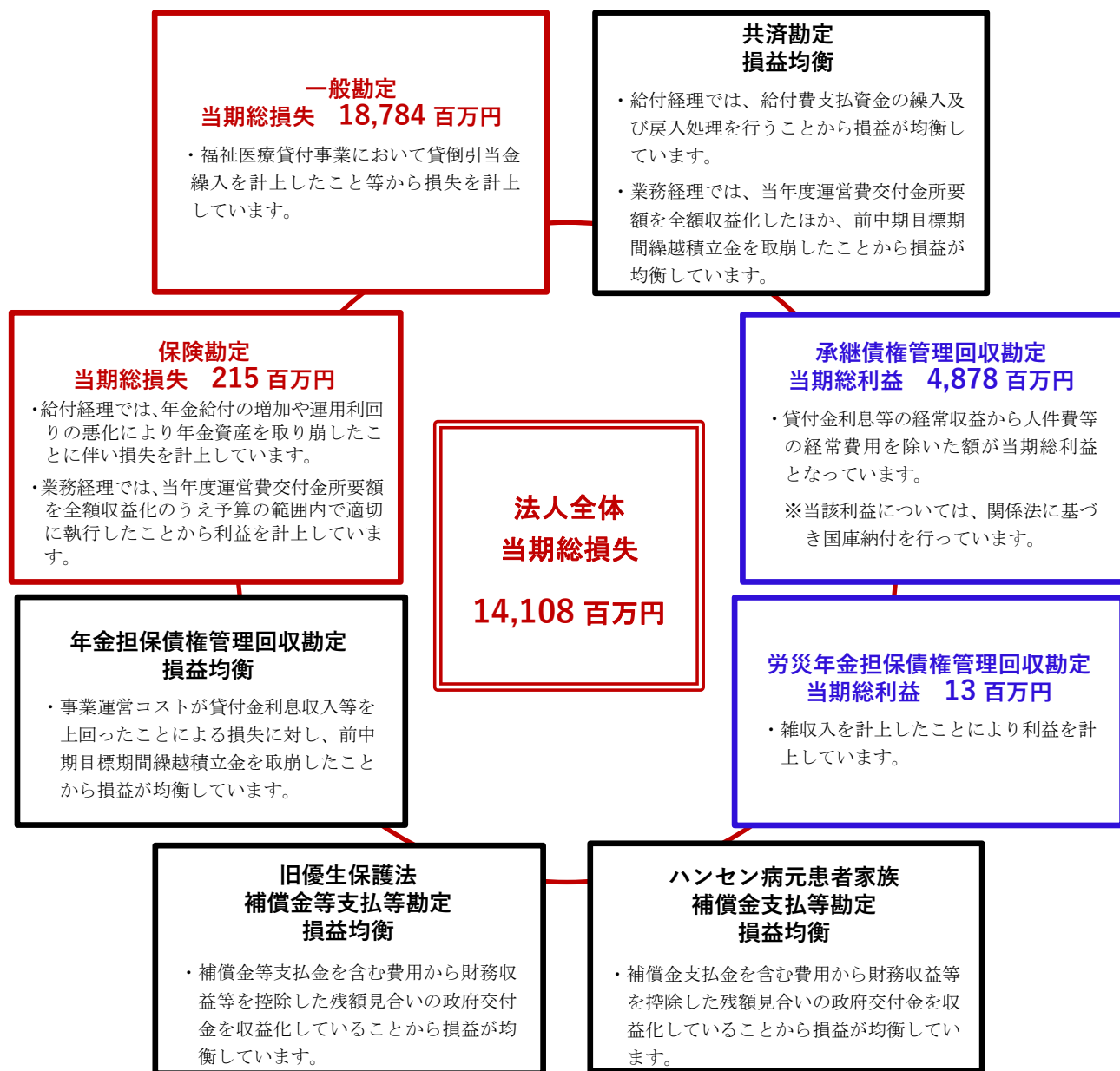
- 共済勘定の行政コスト 141, 623 百万円のうち 140, 556 百万円は、退職手当共済事業において支給している社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金となっています。
- 一般勘定の行政コスト 56, 750 百万円のうち 48, 772 百万円は、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金借入金等や機構債に係る支払利息等及び長期貸付金等に対する貸倒引当金繰入となっています。
- 保険勘定の行政コスト 23, 815 百万円のうち 22, 021 百万円は、心身障害者扶養保険事業において支給している障害のある方への給付金及び支払保険料となっています。

各事業の実施にあたっては、補助金や事業収入等により必要な財源を確保しています。（P16 参照）

なお、法人全体の行政コスト 225, 238 百万円から自己収入等（補助金等に基づく収益以外の収益）127, 203 百万円を除き、機会費用 4, 980 百万円を加えた 103, 015 百万円が業務運営に関して「国民の負担に帰せられるコスト」となっています。（同コストについては、独立行政法人会計基準に基づく注記事項として記載しております。）

③ 損益計算書 (P51 参照)

法人全体及び各勘定の当期総利益（損失）の要因は以下のとおりです。全8勘定のうち、2勘定で当期総損失を計上する一方、2勘定で当期総利益を計上し、4勘定は損益均衡となり、法人全体で当期総損失 14,108 百万円を計上しています。

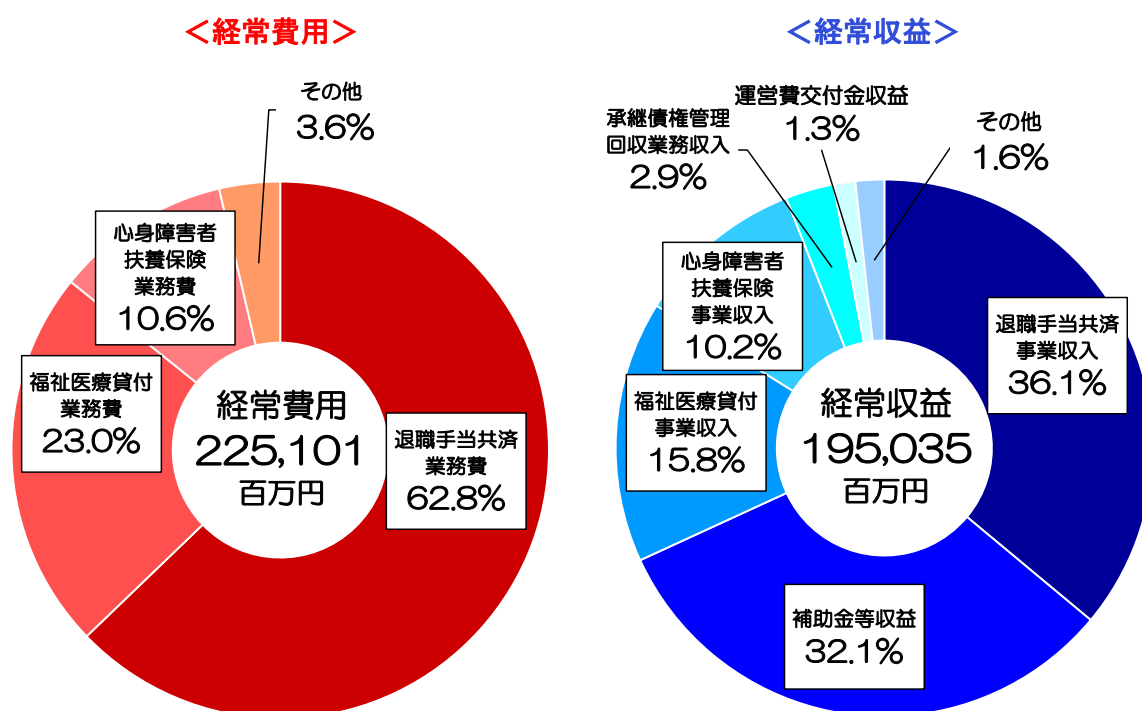


経常費用、経常収益の内訳については、以下のとおりです。

経常費用について、退職手当共済事業における社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金 140,556 百万円を含む退職手当共済業務費が 62.8%、次いで、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金借入金や機構債の支払利息及び長期貸付金等に対する貸倒引当金繰入 48,772 百万円を含む福祉医療貸付業務費が 23.0%となり、これらが大半を占めています。

一方、経常収益については、退職手当共済業務費に対応する退職手当共済事業収入、各事業・業務の財源となる補助金等収益及び福祉医療貸付事業収入などが大半を占めています。

なお、経常収益と経常費用の差額に、臨時利益、臨時損失及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を加（減）算した結果、当期総損失は 14,108 百万円となっています。そのうち、承継債権管理回収勘定の当期総利益 4,878 百万円については、関係法に基づき令和 7 年 7 月に国庫納付を行う予定であり、残額については、該当勘定において利益剰余金又は繰越欠損金として計上しています。



【事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一 般 勘 定	808	△ 21,939	△ 20,895	△ 39,282	△ 18,784
共 済 勘 定	209	2,103	△ 4,650	△ 6,661	△ 12,029
保 険 勘 定	2,698	△ 1,312	△ 2,793	2,264	△ 3,895
承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	10,857	8,975	7,334	5,900	4,817
年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	141	30	208	△ 144	△ 187
労 災 年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	1	1	4	△ 5	12
旧 優 生 保 護 法 補 償 金 等 支 払 等 勘 定	△ 10	－	－	－	－
ハンセン病元患者家族 補 償 金 支 払 等 勘 定	－	－	－	－	－
合 計	14,704	△ 12,143	△ 20,792	△ 37,927	△ 30,066

※ 事業損益の経年比較において、昨年度から大きな変動がある勘定の変動要因は次のとおりです。

一 般 勘 定	・・・	福祉医療貸付事業において、貸倒引当金繰入が減額したことから損失が減少しています。
共 済 勘 定	・・・	退職手当給付金の増加に伴い損失を計上しています。
保 険 勘 定	・・・	年金給付の増加や運用利回りの悪化により年金資産を取り崩したことに伴い損失を計上しています。
承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	・・・	債権残高の減少に伴う利息収入の減により毎年度利益が減少しています。
年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	・・・	事業運営コストが貸付金利息収入等を上回ったことにより損失を計上しています。
労 災 年 金 担 保 債 権 管 理 回 収 勘 定	・・・	雑収入を計上したことにより利益を計上しています。

④ 純資産変動計算書（P52 参照）

令和 6 年度においては、法人全体で当期総損失を計上したことにより繰越欠損金は 86,974 百万円となりました。

また、機構法附則第 5 条の 2 第 8 項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）及び通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく国庫納付（労災年金担保債権管理回収勘定）により資本金が 36,062 百万円減少したことから、純資産額は 231,554 百万円となっています。

なお、上記の国庫納付は、法令で定められた定期的な国庫納付及び事業規模を勘案した国庫納付であるため、事業・業務の実施に影響は生じていません。

⑤ キャッシュ・フロー計算書 (P52 参照)

業務活動によるキャッシュ・フローでは、貸付金の回収による収入等を要因として収入 623,543 百万円が支出 463,854 百万円を大きく上回っています。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、有価証券の取得による支出 271,100 百万円が有価証券の償還による収入 236,900 百万円を上回っているほか、財務活動によるキャッシュ・フローでは、長期借入金の返済による支出 272,768 百万円が長期借入れによる収入 192,300 百万円を大きく上回っています。

適時適切に資金繰りの管理を実施し必要となる財源を確保しているため、事業、業務の実施に影響は生じていません。

(2) 財政状態及び運営状況について

財政状態及び運営状況を把握するため、独立行政法人会計基準及び内部規程等に基づき適時適切に分析・検証が実施されるガバナンス態勢を整備しています。

担当部門において分析・検証された内容については、必要に応じて随時報告が行われているほか、ガバナンス委員会及び経営企画会議により報告内容の確認及び評価を行っています。

財政状態及び業務運営は、P53～P58 の説明のとおり、国民の皆さまに公共性の高いサービスを持続的に提供するにあたり問題は生じていません。

13. 内部統制の運用に関する情報

機構の役職員の職務執行にあたっては、通則法、機構法及び他の法令を遵守するとともに、業務方法書に基づく、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備・運用しています。主な項目とその実施状況については、以下のとおりです。

(1) 内部統制の整備及び運用（業務方法書第 56 条、第 60 条）

内部統制システムの整備・運用を目的として「ガバナンス委員会」を設置し、継続的に運用の見直しを図ることとしています。同委員会は原則、四半期毎に開催し、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを実施しています。

なお、福祉医療貸付事業に係る信用リスクについては、効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築するため、ガバナンス委員会から当該審議機能を委嘱した「信用リスク分科会」を設置し、原則、四半期毎に開催しています。

(2) 監事監査・内部監査（業務方法書第 64 条、第 65 条）

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、監査の結果等を記載した監査報告を作成し、理事長及び厚生労働大臣に提出します。また、改善が必要であると判断した事項があるときには、監査報告にその旨を記載します。

また、機構は監査室を設置し、内部監査を実施するとともに、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっています。令和 6 年度においては、リスク管理強化に向けた態勢の整備、事務リスクの管理等についての内部監査を実施し、適正に実施されていることを確認しています。

(3) 予算の適正な配分（業務方法書第 67 条）

運営費交付金を原資とする予算については、評価結果の活用など予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備することとしています。

令和 6 年度においても、適正に予算を配分するとともに、定期的に各部の執行状況を把握し、執行状況等を踏まえた予算配分の見直しを実施しています。

(4) 入札及び契約に関する事項（業務方法書第 71 条）

入札及び契約に関する事項・監事及び外部有識者で構成される「契約監視委員会」の設置等に関する事項を定めた内部規程等を整備しています。

令和 6 年度においては、契約監視委員会を 6 月に開催し、令和 5 年度の調達実績の事後点検を行い、審議概要をホームページにて公表しています。

14. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和	29 年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始
	35 年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始
	36 年	退職手当共済事業開始（社会福祉事業振興会）
	40 年	大阪支店を開設し、貸付業務開始（医療金融公庫）
	45 年	心身障害者扶養保険事業開始（社会福祉事業振興会）
	59 年	社会福祉・医療事業団法公布
平成	60 年	社会福祉・医療事業団発足（1 月 1 日） 福祉医療貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業開始
	元年	開業医承継支援事業開始
	2 年	長寿社会福祉基金事業開始 福祉・保健情報サービス事業開始
	13 年	年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を承継
	14 年	独立行政法人福祉医療機構法公布
	15 年	独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散） （10 月 1 日）
	16 年	労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を承継
	18 年	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付け あっせん業務を承継
	19 年	開業医承継支援事業廃止
	20 年	承継教育資金貸付けあっせん業務休止
	22 年	基金の国庫返納に伴い、長寿社会福祉基金事業を廃止し、社会 福祉振興助成事業を開始
	29 年	承継教育資金貸付けあっせん業務廃止
	31 年	一時金支払等業務開始
令和	元年	補償金支払等業務開始
	4 年	新規申込受付終了に伴い、年金担保貸付事業及び労災年金担保 貸付事業を廃止し、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担 保債権管理回収業務を実施

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）

(3) 主務大臣

厚生労働大臣

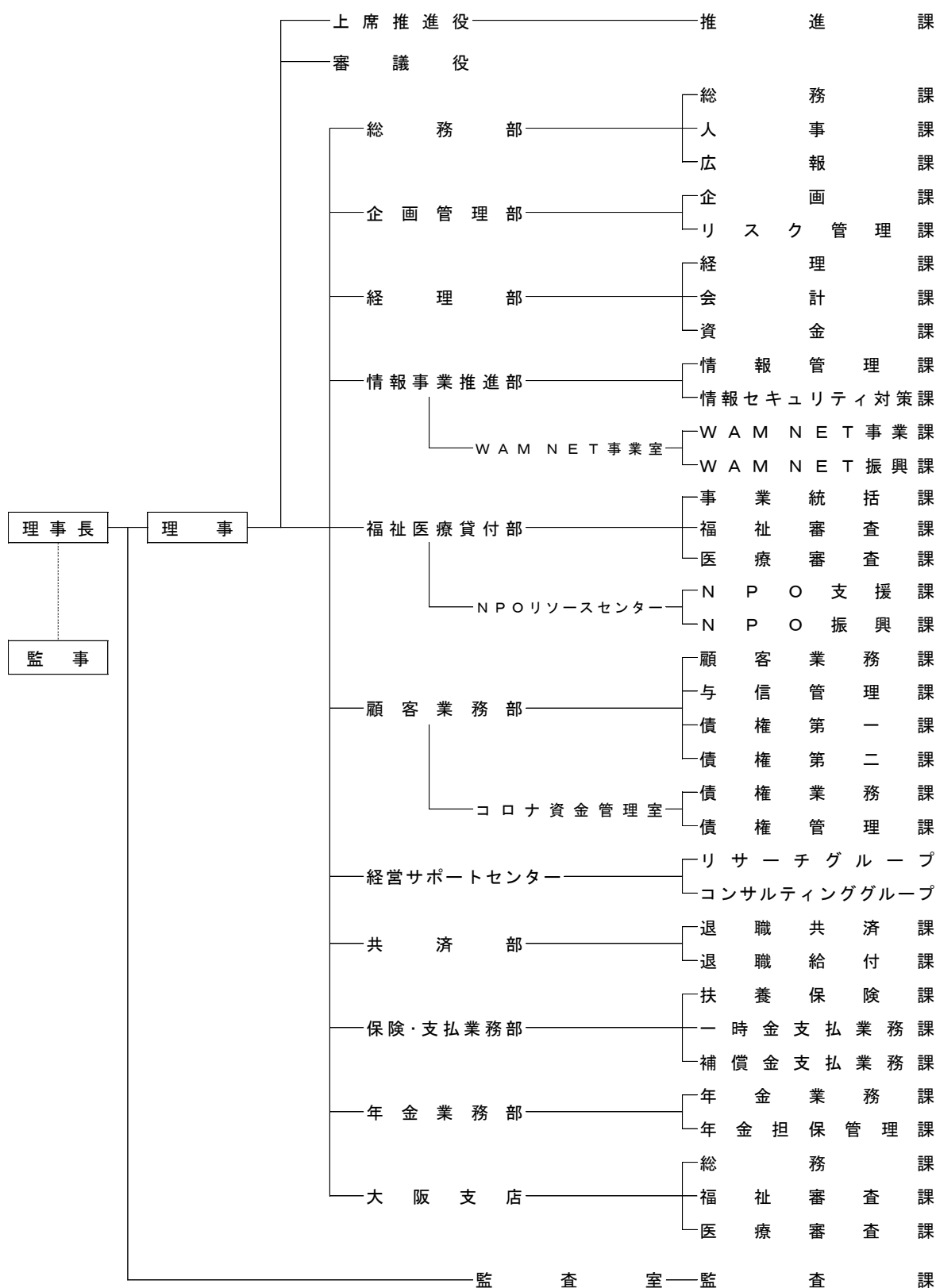
【担当部局】 社会・援護局福祉基盤課、医政局医療経営支援課、
社会・援護局障害保健福祉部企画課、年金局資金運用課、
労働基準局労災保険業務課、健康・生活衛生局難病対策課

内閣総理大臣

【担当部局】 こども家庭庁成育局母子保健課

(4) 組織図

独立行政法人福祉医療機構の組織（令和7年3月31日）



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部：東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル1・9・10階）

支店：大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトゥビル3階）

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常費用	191,718	203,560	207,728	230,796	225,101
経常収益	206,422	191,417	186,936	192,869	195,035
当期総利益 (又は当期総損失(△))	16,633	△ 10,982	△ 20,620	△ 27,904	△ 14,108
資産	5,342,857	5,650,883	5,627,749	5,437,353	5,361,754
負債	4,926,433	5,208,901	5,263,377	5,149,190	5,130,200
利益剰余金 (又は繰越欠損金(△))	22,266	281	△ 29,406	△ 64,837	△ 86,974
業務活動による キャッシュ・フロー	△ 1,467,388	△ 400,773	△ 64,480	91,289	159,689
投資活動による キャッシュ・フロー	89,097	9,622	△ 7,356	△ 12,782	△ 73,922
財務活動による キャッシュ・フロー	1,454,066	387,766	53,974	△ 105,688	△ 90,918
資金期末残高	110,381	106,996	89,135	61,953	56,802

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

翌事業年度において適切に事業、業務が実施できるよう、次のとおり予算、収支計画及び資金計画を作成しています。

【令和7年度 予算】

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	3,428
国庫補助金	30,196
利子補給金	2,711
福祉医療貸付事業収入	32,532
経営指導事業収入	36
福祉保健医療情報サービス事業収入	4
社会福祉振興助成事業収入	12
退職手当共済事業収入	120,444
心身障害者扶養保険事業収入	34,836
承継債権管理回収業務収入	4,655
年金担保債権管理回収業務収入	0
寄附金収入	280
利息収入	0
雑収入	19
計	229,153
支出	
福祉医療貸付事業費	26,577
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	26
社会福祉振興助成事業費	853
退職手当共済事業費	142,228
心身障害者扶養保険事業費	34,836
年金担保債権管理回収業務費	41
労災年金担保債権管理回収業務費	1
補償金等支払金	18,487
補償金支払金	776
業務経費	5,965
一般管理費	320
人件費	3,362
計	233,473

【令和7年度 収支計画】

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	227,451
経常費用	227,441
福祉医療貸付業務費	35,065
経営指導業務費	222
福祉保健医療情報サービス業務費	1,902
社会福祉振興助成業務費	906
退職手当共済業務費	142,598
心身障害者扶養保険業務費	22,241
承継債権管理回収業務費	676
年金担保債権管理回収業務費	67
労災年金担保債権管理回収業務費	2
旧優生保護法補償金等支払等業務費	18,499
ハンセン病元患者家族補償金支払等業務費	784
一般管理費	287
減価償却費	864
人件費	3,327
臨時損失	
退職手当給付費支払資金繰入	10
収益の部	231,729
運営費交付金収益	3,019
福祉医療貸付事業収入	33,180
経営指導事業収入	36
福祉保健医療情報サービス事業収入	4
社会福祉振興助成事業収入	12
退職手当共済事業収入	74,098
心身障害者扶養保険事業収入	21,322
承継債権管理回収業務収入	4,619
年金担保債権管理回収業務収入	0
補助金等収益	81,575
寄附金収益	245
資産見返運営費交付金戻入	392
資産見返補助金等戻入	64
賞与引当金見返に係る収益	183
退職給付引当金見返に係る収益	226
財務収益	0
雑益	5
臨時利益	12,608
退職手当給付費支払資金戻入益	9,570
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益	3,038
前中期目標期間繰越積立金取崩額	143
総利益	4,279

【令和 7 年度 資金計画】

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	932,192
業務活動による支出	481,320
福祉医療貸付事業費	26,603
福祉医療貸付金による支出	230,900
社会福祉振興助成金による支出	608
こどもの未来応援支援金による支出	245
退職手当共済事業費	142,218
心身障害者扶養保険事業費	22,213
年金担保債権管理回収業務費	41
労災年金担保債権管理回収業務費	1
補償金等支払金による支出	18,487
補償金支払金による支出	776
人件費支出	3,362
その他の業務支出	6,300
国庫納付金の支払額	29,566
投資活動による支出	14,723
金銭の信託の増加による支出	12,623
有価証券の取得による支出	2,100
財務活動による支出	349,572
長期借入金の返済による支出	319,572
債券の償還による支出	30,000
翌年度への繰越金	86,576
資金収入	932,192
業務活動による収入	587,765
福祉医療貸付事業収入	32,532
福祉医療貸付回収金による収入	359,799
経営指導事業収入	36
福祉保健医療情報サービス事業収入	4
社会福祉振興助成事業収入	12
退職手当共済事業収入	74,098
心身障害者扶養保険事業収入	20,331
承継債権管理回収業務収入	4,655
承継融資業務収入	22,887
年金担保債権管理回収業務収入	0
年金担保貸付回収金による収入	1
運営費交付金収入	3,428
補助金等収入	69,682
寄附金収入	280
その他の業務収入	19
投資活動による収入	
金銭の信託の減少による収入	14,505
財務活動による収入	214,600
長期借入れによる収入	194,600
債券の発行による収入	20,000
前年度よりの繰越金	115,322

15. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

[貸借対照表]

現金及び預金等	：	現金、預金、金銭の信託及び満期保有を目的とする有価証券など
有形固定資産	：	土地、建物、車両、工具など長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	：	ソフトウェアなど長期にわたって使用又は利用する無形の固定資産
長期貸付金等	：	福祉医療貸付事業、承継債権管理回収業務及び年金担保債権管理回収業務に係る貸付金
借入金・債券等	：	事業資金等の調達のため独立行政法人が借り入れた長期（短期）借入金及び発行する債券
法令に基づく引当金等	：	独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成 15 年厚生労働省令第 148 号）の規定に基づき計上している退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金
資本金	：	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	：	国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
繰越欠損金	：	独立行政法人の業務に関連して発生した欠損金の累計額

[行政コスト計算書]

行政コスト	：	独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものの
-------	---	------------------------------------

[損益計算書]

業務経費等	：	独立行政法人の業務に要した費用
人件費等	：	給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入、退職給付費用等、独立行政法人の役職員等に要する経費
減価償却費	：	業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
補助金等収益等	：	国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	：	貸付金利息収入、手数料収入、掛金などの収益
臨時損失	：	法令に基づく引当金等の繰入等が該当
臨時利益	：	法令に基づく引当金等の戻入等が該当
その他調整額	：	前中期目標期間繰越積立金の取崩額

[キャッシュ・フロー計算書]

業務活動によるキャッシュ・フロー	：	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	：	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券等の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	：	債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

